

神戸市営住宅 入居申込案内書

定 時 募 集

(一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅)



募 集 期 間

令和5年2月1日(水) ~ 令和5年2月8日(水)

※郵送受付は、2月8日(水)までの消印有効
《10日(金)郵送必着》

申込書は1世帯1通に限ります。同一世帯が複数の申込書でお申込みをした場合や、同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。

神戸市建築住宅局
(一財)神戸住環境整備公社

お問い合わせ先 **TEL.078-647-9804**

も く じ

神戸市営住宅の募集のご案内	1
申込資格（共通）	2
公営住宅に入居中の方の申込資格	4
申込みが可能な世帯構成の範囲	6
政令月収額の計算方法	8
収入基準早見表	12
裁量階層世帯	13
お申込みにあたっての注意事項	14
資格審査	15
よくある質問	16
入居手続き・入居にあたっての注意事項	17
修繕について	18
家賃について	19
募集再開住宅・地域改善向住宅について	20
募集住宅一覧の見方	22
定時募集入居申込みのご案内（一般住宅・特定目的住宅）	23
申込書の書き方（一般住宅・特定目的住宅）	24
抽選方法について（一般住宅・特定目的住宅）	28
抽選倍率優遇制度について（一般住宅）	30
お申込みからご入居まで（一般住宅・特定目的住宅）	32
募集住宅一覧（一般住宅）	33 ~ 44
東灘区	34
灘区	35
中央区	36
兵庫区	37
長田区	39
須磨区	40
垂水区	41
北区	43
西区	44
特定目的住宅の申込資格	45
募集住宅一覧（特定目的住宅）	53 ~ 66
シルバーハイツ	54
コレクティブハウジング	57
高齢者世帯向住宅	58
母子・父子世帯向住宅	59
障害者世帯向住宅	60
車椅子常用者世帯向住宅	61
身体障害者世帯向住宅	62
若年・子育て世帯向住宅	63
子育て世帯向期限付き入居住宅	64
ペット飼育可能住宅	65
一般世帯向期限付き入居住宅	66
ポイント方式のご案内	67
ポイント方式申込書の書き方	68
住宅困窮度配点表	73
ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項	77
よくある質問	78
ポイント方式のお申込みからご入居まで	79
2次審査時に必要な書類の例	80
募集住宅一覧（ポイント方式住宅）	81 ~ 94
常時募集について	95

神戸市営住宅の募集のご案内

(令和4年度)

募集の種類と申込方法

1. 定時募集

対象	募集種類	募集時期	申込方法	募集住宅	入居時期
一般世帯	一般住宅				
特定世帯	特定目的住宅 ・シルバーハイツ ・コレクティブハウジング ・高齢者世帯向住宅 ・母子・父子世帯向住宅 ・障害者世帯向住宅 ・車椅子常用者世帯向住宅 ・身体障害者世帯向住宅 ・若年・子育て世帯向住宅 ・子育て世帯向期限付き入居住宅 ・多子世帯向住宅 ・ペット飼育可能住宅 ・多世代近居住宅 ・一般世帯向期限付き入居住宅	春 5月上旬 夏 8月上旬 秋 11月上旬 冬 2月上旬 (今回の募集です)	白色の 一般住宅・ 特定目的住宅 入居申込書 (令和5年2月 募集)を郵送	全区的空家住宅	申込みから 4～5ヶ月後
一般世帯	ポイント方式 (一般住宅)	春 5月上旬 夏 8月上旬 秋 11月上旬 冬 2月上旬 (今回の募集です)	緑色のポイント 方式申込書を 郵送		

2. 常時募集

対象	募集種類	募集時期	申込方法	募集住宅	入居時期
一般世帯	一般住宅	常時	必要書類を窓口へ 持参 (先着順)	定時募集で申込みの なかった住宅	申込みから 3～4ヶ月後
特定世帯	特定目的住宅				

(注) お申込みには資格・条件があります。詳細については市営住宅募集係にお問い合わせください。

申 込 資 格

1 一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅の申込資格（共通）

令和5年2月8日(水)現在の家族構成を原則とします。

(住民票が同じ住所にあり、かつ同居していること)

※ 申込資格に記載されている対象年齢は、令和5年2月8日現在の満年齢です。

神戸市営住宅にお申込みいただくには、申込世帯が、次の[1]～[5]までの全ての項目にあてはまっていることが必要となります。

※ ただし、福島復興再生特別措置法第40条に該当する世帯については、次の[4][5]の項目にあてはまっていることが入居における必要条件となります。又、子ども・被災者支援法に該当する世帯については、居住地域の条件等において必要条件が異なりますのでお問い合わせください。

[1] 居住地域の条件

- (1) 令和5年2月8日現在、神戸市内にお住まいの世帯（現住所に住民登録をしている世帯）又は勤務先がある世帯（1日6時間、週5日以上（又は1週30時間以上）勤務が条件となります）
- (2) 阪神・淡路大震災により、神戸市内で居住されていた住居が被災し、市外にお住まいの世帯（り災証明書で確認できる世帯）
- (3) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定される方で、療養所入所前に神戸市内に住まっていた世帯（以下「ハンセン病療養所入所者等」といいます）

[2] 世帯構成の条件

- (1) 申込者と同居親族（※）からなる2人以上の世帯（現在の世帯を不自然に分割したお申込みは出来ません）
※同居親族・・・申込者の配偶者（内縁、婚約者を含む）ならびに申込者及び配偶者の3親等内の親族
※離婚予定の方は申込不可。ただし、結婚予定の方は申込可
- (2) 次のいずれかの条件にあてはまる単身世帯
 - ① 60歳以上の方
 - ② 1級～4級の身体障害者手帳をお持ちの方
 - ③ 1級～3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④ A～B2判定の療育手帳をお持ちの方
 - ⑤ DV(配偶者等からの暴力)被害者
 - ⑥ 生活保護受給者(申請中は不可)
 - ⑦ その他(戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、難病患者等)

【注意】※ 内縁関係にある場合は、住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる世帯に限ります。

※ 婚約者は、入居許可日までに入籍し、入居できる方に限ります

※ 婚姻によらないで父、又は母となった方は、18歳以上の方に限ります。

※ DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方を言います。

(ア) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」といいます)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。

- (ウ) 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。
 (「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

[3] 収入の条件

政令月収額が 158,000 円以下の世帯 (計算方法は 8 ページ参照)
 (地域改善向住宅にお申込みされる場合は 114,000 円以下の世帯)

ただし、13 ページの表に該当する裁量階層世帯で、政令月収額が
 【一般市営住宅】 214,000 円以下、又は 259,000 円以下
 【地域改善向住宅】 139,000 円以下、又は 158,000 円以下
 であればお申込みできます。(政令月収額により月額家賃が高くなります)

注：地域改善向住宅とは住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準は一般市営住宅とは異なりますのでご注意ください。

[4] 住宅困窮理由の条件

現在、住宅に困窮している世帯で、次のいずれかの理由に該当する世帯

- ① 倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。
- ② 災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる。
- ③ 他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である。
- ④ 住宅がないため、親族と別居している。
- ⑤ 部屋がせまい。(1人あたり 4.5 畳以下※1又は最低居住面積※2参照)
- ⑥ 正当な立退要求を受けているが立退き先がない。(自己の責めに帰する場合は除く)
- ⑦ 通勤に片道 1 時間半以上かかる。(電車等の待ち時間を除く)
- ⑧ 収入と比較して家賃が高すぎる。
 (生活保護受給中の方は、自己負担額(家賃と住宅扶助額に差額)がある方。共益費は含まない)
- ⑨ 婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている。
 (入居許可日までに、婚姻を証明する公的な書類を提出することが条件となります)
- ⑩ その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている。(騒音、日当たり等生活環境による理由は該当しません)

※1 ⑤1人あたりの畳数の計算式 ⇒ (居室の畳数＋流しを除いた台所の畳数－2) ÷ 居住人数

※2 最低居住面積水準について

現在の住宅が表の住戸専有面積以下の場合は、「住宅困窮理由の条件⑤部屋がせまい。」に該当します。

世帯人数	住戸専有面積	世帯人数	住戸専有面積
1人	25㎡以下	4人	50㎡以下
2人	29㎡以下	5人	56㎡以下
3人	39㎡以下	6人以上	66㎡以下

[5] 申込者本人、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

神戸市では国の公営住宅における暴力団排除の基本方針をふまえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人、又は同居しようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員)である場合については、入居決定しないことといたします。

2 お申込みできない場合

申込資格を満たしていても、次のいずれかにあてはまる方はお申込みできません。

- ① 単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」、「単身向」の住宅しかお申込みできません。「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の世帯しかお申込みできません。ただし、令和5年2月8日現在、出生していない胎児は、人数に含みません。
- ② 入居後、住宅の改造を必要とする方
- ③ 団地内で円満な共同生活ができない方
- ④ 所得があるにもかかわらず、申告をしていない方
- ⑤ 以前市営住宅に入居しており、その市営住宅の未納の家賃又は家賃相当額の損害金がある方
- ⑥ 迷惑行為を行ったことにより市営住宅を明け渡した経歴があり、次の条件にあてはまる方（迷惑行為を主として同居者が行っていたときは、その同居者を含む）
 - ・当該明け渡しの日から起算して10年を経過しない方
 - ・迷惑行為を行わないという規定を遵守する見込みがないと認められる方
- ⑦ 市営住宅の入居者が不正の行為によって入居した場合等の規定により請求を受けて、市営住宅を明け渡した方でその明け渡しの日から起算して3年を経過しない方
- ⑧ 市営住宅を他人に転貸又は譲渡したことにより、入居していた市営住宅を明け渡した方
- ⑨ 過去に市長の許可を受けずに市営住宅に入居又は同居していた方で、入居していた市営住宅を明け渡した方
- ⑩ 上記の⑤～⑨に規定する方を同居者としようとする方
- ⑪ 現在、3ページ[4]に記載されている住宅困窮理由に該当しない方、公営住宅の募集に当選し入居待ちの方
- ⑫ 以前、市営住宅の名義人または同居者であり、退去後も入居承継（名義変更）・異動報告等、必要な手続きをされていない方
- ⑬ 持ち家をお持ちの方
ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、お申込みできます。
 1. 現在、著しく老朽化している住宅にお住まいで、市営住宅入居後には解体される方
 2. 差押え・売却等により入居時期までに持家でなくなる方※ 鍵渡しまでに証明書類（売買契約書等）が提出できない場合は、ご入居できません。
 3. 現在、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方

3 公営住宅に入居中の方の申込資格

現在、公営住宅（市営・県営）に入居している方は、原則としてお申込みできませんが、次の場合のみお申込みができます。ただし、2・3ページに記載の申込資格が必要です。

[1] 公営住宅入居後に生じた困窮理由（3ページ参照）が③・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩のうちいずれかに当てはまる場合

（困窮理由⑧「収入と比較して家賃が高すぎる」でお申込みができるのは、収入が減りシティハイツから一般住宅に申込みする場合などに限られます。）

[2] 多世代の近居（介護又は被介護のためどちらかの世帯と同区内に居住すること）を理由にお申込みをされる場合

ただし、次の条件を全て満たす方に限ります。お申込みができる住宅は、住んでおられる世帯と同一の区の住宅に限ります。（すでに同じ区に住んでいる場合は不可）

- ① 被介護世帯（単身を含む）の全員が次のいずれかに該当しており、かつ住所を同一とする別世帯がないこと。

（ア）65歳以上の方

- (イ) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害が1級～4級の方
 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害が1級～2級の方
 療育手帳の交付を受け、A又はB1判定の方
 難病患者であり、地域相談支援受給者証、障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている方、又は医師による診断書を提出することができる方
- ② 介護世帯は、被介護世帯から見た3親等内の親族と、その方から見た3親等内の親族からなる世帯であること。(単身世帯も可)
- ③ 申込みをする市営住宅の所在する区内にもう一方の世帯が1年以上居住していること。
 住民票で確認できることが条件となります。

[3] 次の条件を満たす場合は、特定目的住宅へお申込みができます。

ただし、現在すでに公営住宅の下記の申込可能住宅やそれらと同等の住宅に入居されていて、他に困窮理由がない場合にはお申込みできません。

※ 建設年度が平成7年度以降の一般住宅に住んでいる方は、障害者世帯向住宅・高齢者世帯向住宅にはお申込みできません。

基本条件	付加条件	申込可能住宅
65歳以上の単身世帯	特になし	シルバーハイツ単身向住宅 高齢者世帯向住宅(単身可)
65歳以上の方とその3親等内の親族からなる世帯	特になし	高齢者世帯向住宅
65歳以上の方とその3親等内の親族で、付加条件のいずれかに該当する方のみからなる世帯	①配偶者(内縁、婚約者を含む) ②中度以上の障害者等(難病患者を含む) ③65歳以上の方	高齢者世帯向住宅 シルバーハイツ世帯向住宅
中度以上の障害者等(難病患者を含む)がいる世帯	特になし	障害者世帯向住宅
中度以上の身体障害者がいる世帯	特になし	身体障害者世帯向住宅
車椅子常用者かつ重度の身体障害者がいる世帯	特になし	車椅子常用者世帯向住宅

[4] 現在、公営住宅のエレベータのない一般住宅に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がいる場合は、エレベータのある一般住宅へのお申込みができます。

[5] 現在、エレベータのある公営住宅(建設年度が平成7年度以降の住宅を除く)に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がおられ、入居中の住宅の段差により生活が困難であるとの医師の診断書が提出できる場合は、建設年度が平成7年度以降の一般住宅へのお申込みができます。

[6] 現在、公営住宅の子育て世帯向期限付き入居住宅・一般世帯向期限付き入居住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。

[7] 現在、公営住宅の借上住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。ただし、神戸市が買取りを実施する借上住宅に入居中の方は、原則としてお申込みできません。

[8] 現在、建替や廃止が予定されている公営住宅に入居中の方の内、明らかに移転が必要な方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。

申込が可能な世帯構成の範囲

1. 申込み可能な世帯構成

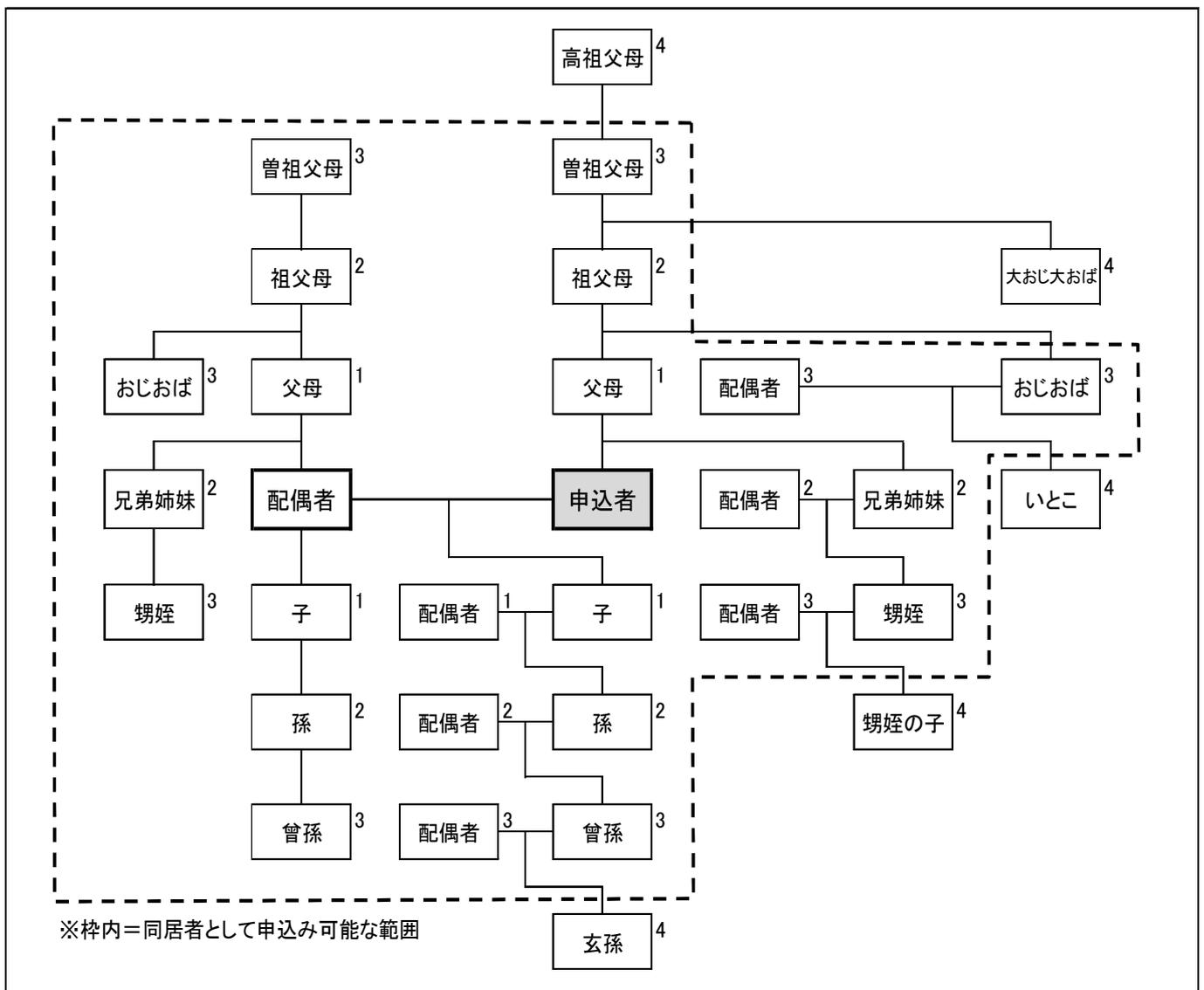
申込者と同居親族（※）からなる2人以上の世帯

※同居親族・・・申込者の配偶者（内縁、婚約者を含む）ならびに申込者及び配偶者の3親等内の親族（下図参照）

※現在の世帯を不自然に分割する場合を除く

[参考] 申込者とその3親等内の親族

（※右上の数字は申込者から見た親等数）



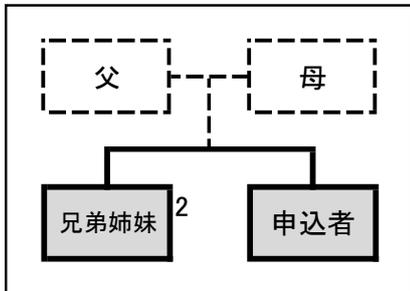
2. 申込み可能な世帯構成の例

「親子」「夫婦」の世帯構成でなくても申込み可能。

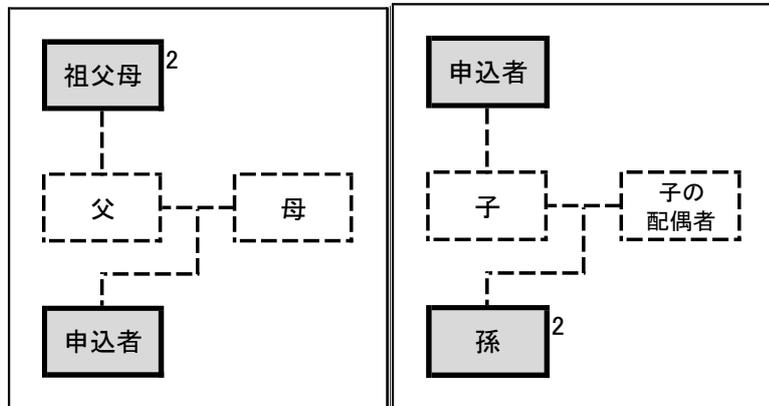
(※太枠内の世帯構成での申込み、右上の数字は申込者から見た親等数、なお点線枠の親族は別居中であること。)

※ 現在の世帯を不自然に分割しての申込みは出来ません

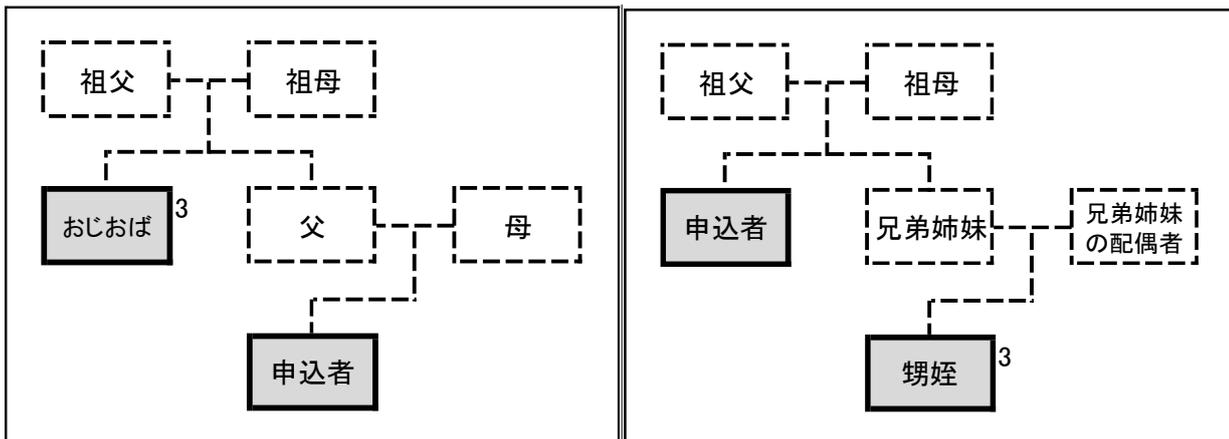
①兄弟姉妹



②祖父母と孫



③おじおばと甥姪



注意

① 申込時点の家族構成を原則とします。 配偶者や同居親族を不自然に分割や、市外在住者と世帯を合併してのお申込みはできません。

また、胎児は申込人数には含みません。

【お申込みができない例】

- 夫婦の別居
- 同居中の子との別居
- 離婚予定
- 現在、同居中の兄弟の別居（60歳以上の方又は1～4級の身体障害者手帳、1～3級の精神障害者保健福祉手帳、A～B2判定の療育手帳、特定疾患医療受給者証等をお持ちの方は除く）
- 申込者から4親等以上離れた親族との申込み
- 住民票は申込者と同じ所にあるが、同居する予定のない親族との申込み

② 未成年の方はお申込みできません。

政令月収額の計算方法

1 政令月収額は次の順序で計算してください。

〔 計算の順序 〕

- (1) 収入の種類別（給与・事業・年金）に所得金額を計算
- (2) 各自の総所得金額を計算
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

- ア. 令和3年12月31日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和4年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、10ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。
- イ. 令和4年1月1日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は次のように計算し、10ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。
 - (a) 令和4年1月末までに就職された方
就職した月の翌月から12ヶ月分の合計額を支払金額として計算します。
 - (b) 令和4年2月以降に就職された方
1年間の支払金額を次の通り推定します。
 $(働いた期間の総収入 \div 働いた期間の月数) \times 12 \text{ ヶ月} + \text{ボーナス}$
※ 就職した月は除いて計算してください

② 事業所得金額

- ア. 令和3年12月31日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和4年分の収入金額から必要経費を除いた金額が総所得金額となります。
- イ. 令和4年1月1日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。
 - (a) 令和4年1月末までに開業された方
開業した月の翌月から12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。
 - (b) 令和4年2月以降に開業された方
1年間の事業所得金額を次の通り推定します。
 $(営業した期間の総収入 - 必要経費合計) \div 営業した期間の月数 \times 12 \text{ ヶ月}$
※ 開業した月は除いて計算してください

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得の方は、年間総支給額〔令和4年分〕を10ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得
(各自の総所得金額を計算してください)

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算

世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	} ÷ 12 =	政令月収額



11 ページの「控除額一覧表」を参照して合計額を計算してください。

控 除 対 象	控 除 額
1. 同 居 親 族	38万円× 人＝ 円
2. 同居しない扶養親族	38万円× 人＝ 円
3. 老人扶養親族	10万円× 人＝ 円
4. 特別扶養親族	25万円× 人＝ 円
5-① 特別障害者	40万円× 人＝ 円
5-② 障 害 者	27万円× 人＝ 円
6. 寡 婦	27万円× 人＝ 円
7. ひ と り 親	35万円× 人＝ 円
8. 給 与 所 得 者	10万円× 人＝ 円
9. 公的年金等所得者	10万円× 人＝ 円
控 除 額 の 合 計	円

※ 入居申込書の「収入・所得」欄には、給与所得の方は(1)の①の支払金額(税込み)を、年金所得の方は(1)の③の年間総支給額を記入してください。

※ 給与または年金の所得金額がそれぞれ 10 万円未満の場合は、その金額を控除してください。

2 所得計算表

(1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額(1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額)の区分により給与所得金額を計算してください。

支 払 金 額		給与所得金額の算出式
551,000 円未満		給与所得金額 = 「0」 円
551,000 円以上～1,619,000 円未満		支払金額 - 550,000 円 = 給与所得金額
1,619,000 円以上～1,620,000 円未満		給与所得金額 = 「1,069,000」 円
1,620,000 円以上～1,622,000 円未満		給与所得金額 = 「1,070,000」 円
1,622,000 円以上～1,624,000 円未満		給与所得金額 = 「1,072,000」 円
1,624,000 円以上～1,628,000 円未満		給与所得金額 = 「1,074,000」 円
1,628,000 円以上 ┆ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 ア. 支払金額 ÷ 4,000 円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 イ. 上の「ア」で算出した数値に 4,000 円を掛ける。 ウ. 次に「イ」で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理した支払金額 } × 0.6 + 100,000 円 = 給与所得金額
1,800,000 円以上 ┆ 3,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額 } × 0.7 - 80,000 円 = 給与所得金額
3,600,000 円以上 ┆ 6,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額 } × 0.8 - 440,000 円 = 給与所得金額
6,600,000 円以上 ~ 8,500,000 円以下		支払金額 × 0.9 - 1,100,000 円 = 給与所得金額

(2) 年金所得(雑所得)計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額(1年間に受け取った年金の税込みの金額)の区分により年金所得(雑所得)金額を計算してください。

	収 入 金 額	年金所得(雑所得)金額の算出式
65 歳 以上 の 方	1,100,000 円以下	年金所得(雑所得)金額 = 「0」 円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額 - 1,100,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
65 歳 未 満 の 方	600,000 円以下	年金所得(雑所得)金額 = 「0」 円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額 - 600,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円 = 年金所得(雑所得)金額

3 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差引いてください。
- (2) 2・3・5～7の控除は、原則として所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 4の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号ハに規定する扶養親族のうち年齢16歳以上、23歳未満の方をいい、所得税法上の「特定扶養親族」とは異なります。
- (4) 年齢は、令和5年2月8日現在の満年齢です。

控除対象		範囲	控除額
1. 同居親族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
3. 老人扶養親族		扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円
4. 特別扶養親族		16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
特別 控 除 対 象 者	5. 障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者) (1) 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方(これに該当する方は全て特別障害者) (2) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された方(このうち、重度の知的障害者と判定された方は特別障害者) (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級の方は特別障害者) (4) 身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者) (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方(これに該当する方は全て特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方(これに該当する方は全て特別障害者) (8) 年齢65歳以上で、その障害の程度が上記の(1)(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている方((1)(2)又は(4)の特別障害者と同程度の障害のある方は特別障害者)	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
		②障害者	
6. 寡婦		申込者本人又は同居親族で次のア又はイに該当する方のうち下記「7.ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、又は夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円
7. ひとり親		申込者本人又は同居親族で次のア～エすべてに該当する方。 ア 現に婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が48万円を超えていたりする子は除かれます。)がある方。 エ 年間の所得の見積額が500万円以下である方。	35万円
8. 給与所得者		申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額)	10万円 1～7と重複して控除することができません。
9. 公的年金等所得者			

- ※ 控除額は該当者1人についての額(年間)です。
 - ※ 寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 - ※ ひとり親控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 - ※ 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- (注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

収入基準早見表

上段は、政令月収額が 158,000 円以下(所得のある方が 1 人で、特別控除対象者がいない世帯)

※ 裁量階層世帯については、13 ページ《裁量階層世帯》参照

中段は、裁量階層該当世帯区分 ① ～ ⑦ の 政令月収額が 214,000 円以下、

下段は、裁量階層該当世帯区分 ⑧ ～ ⑨ の 政令月収額が 259,000 円以下。

(所得のある方が 1 人で、特別控除対象者がいない世帯)

区 分		入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込本人を含む）					
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
給与所得の方	年間総収入金額 (税込み金額)	2,967,999 円 以下	3,511,999 円 以下	3,995,999 円 以下	4,471,999 円 以下	4,947,999 円 以下	
		3,887,999 円 以下	4,363,999 円 以下	4,835,999 円 以下	5,311,999 円 以下	5,787,999 円 以下	
			5,035,999 円 以下	5,511,999 円 以下	5,987,999 円 以下	6,463,999 円 以下	
事業所得の方	年間総所得金額	1,896,011 円 以下	2,276,011 円 以下	2,656,011 円 以下	3,036,011 円 以下	3,416,011 円 以下	
		2,568,011 円 以下	2,948,011 円 以下	3,328,011 円 以下	3,708,011 円 以下	4,088,011 円 以下	
			3,488,011 円 以下	3,868,011 円 以下	4,248,011 円 以下	4,628,011 円 以下	
年金所得の方	年間総収入金額 (税込み金額)	65歳未満	3,028,015 円 以下	3,534,682 円 以下	4,041,349 円 以下	4,495,308 円 以下	4,942,367 円 以下
			3,924,015 円 以下	4,391,778 円 以下	4,838,837 円 以下	5,285,896 円 以下	5,732,955 円 以下
				5,027,072 円 以下	5,474,131 円 以下	5,921,190 円 以下	6,368,249 円 以下
	65歳以上	3,096,011 円 以下	3,534,682 円 以下	4,041,349 円 以下	4,495,308 円 以下	4,942,367 円 以下	
		3,924,015 円 以下	4,391,778 円 以下	4,838,837 円 以下	5,285,896 円 以下	5,732,955 円 以下	
			5,027,072 円 以下	5,474,131 円 以下	5,921,190 円 以下	6,368,249 円 以下	

(注) ※ 政令月収額が 123,000 円以上の世帯（所得の上昇が見込まれる世帯で単身者は除く）は、シティハイツ（特別市営住宅）もお申込みいただけます。

※ 地域改善向住宅に申込まれる方の上限額を確認されたい場合は、お問合せください。

《 裁 量 階 層 世 帯 》

該当世帯区分	該 当 要 件	政 令 月 収	
		一般市営住宅	地域改善向住宅
① 高齢者世帯	申込者が <u>60歳以上の方</u> で、かつ入居する <u>全</u> <u>ての方が</u> 、60歳以上か、18歳未満である世帯。 (年齢は、申込期間末日現在の満年齢)	214,000円 以下	139,000円 以下
② 障害者世帯	入居する方の中に、次の(1)～(3)のいずれか、もしくは複数お持ちの方がいる世帯。 (1) 1～4級の身体障害者手帳 (2) A又はB1判定の療育手帳 (3) 1～2級の精神障害者保健福祉手帳		
③ 戦傷病者世帯	入居する方の中に、戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯。		
④ 原子爆弾被爆者世帯	入居する方の中に、原子爆弾被爆者援護に関する厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。		
⑤ 海外からの引揚者世帯	入居する方の中に、海外からの引揚者(厚生労働大臣が発行する証明書を有する方)がいる世帯。 (引揚げ証明には、入居する方＝引揚者本人の氏名が記載あるもの)		
⑥ ハンセン病療養所入所者等の世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯。		
⑦ 難病患者世帯	入居する方の中に、障害者総合支援法における難病等により、障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている方がいる世帯。		
⑧ 子育て世帯	入居する方の中に、中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子(平成19年4月2日以後に生まれた方)がいる世帯。	259,000円 以下	158,000円 以下
⑨ 若年世帯	夫婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯。 下線部分は2ページ【注意】参照		

お申込みにあたっての注意事項

申込資格や申込住宅の条件・概要については充分確認のうえ、お申込みください。

1. お申込みは、1世帯1通に限ります。
2. お申込み後の住宅変更や同居親族等の変更はできません。
3. 資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や記載内容が事実と異なる場合は『失格』となります。
4. 平成21年5月募集以降で当選又は補欠繰上となられた方については、それまでの落選回数の履歴がなくなり、落選回数に応じて受けられる優遇措置が一旦無くなります。
5. 世帯の人数によりお申込みできない住宅があります。〔4ページ、2-①参照〕
6. 子育て世帯向期限付き入居住宅は、入居期間に限りのある住宅です。期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。〔49ページ参照〕
7. 募集住宅一覧のうち、エレベータ欄に「スキップ」と表示されている住宅は、エレベータが全ての階には停止しませんので、注意してお申込みください。
8. 障害者の方は、障害の程度が重度又は中度のどちらに該当するかを、次の表により判断してください。

手帳 程度	身体障害者手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	障害年金
重度	1・2級	A	1級	1級
中度	3・4級	B1	2級	2級

※難病患者の方の障害の程度は、中度に該当します。

9. 家賃月額・募集戸数・入居予定時期等は見込みですので、変更になることがあります。
10. (今回募集の住宅に入居されても、) 将来の建替、廃止、大規模改修等にともない、他の市営住宅等への移転が必要になる場合があります。
また、大規模改修工事等の際には、騒音、振動、粉塵等が発生することがあります。

一般住宅及び特定目的住宅とポイント方式住宅を同時に応募する場合は、申込専用封筒に「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」(白)と「ポイント方式申込書」(緑)の2種類をあわせてお送りいただけます。ただし、その場合は郵便料金が異なります。

申込専用封筒には

申込書 1 種類の場合 → 84円 切手
申込書 2 種類の場合 → 94円 切手 を必ず貼付けてください。

※申込専用封筒には「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」「ポイント方式申込書」以外の書類は入れないでください。万一、同封されていてもお返しはいたしません。

資 格 審 査

当選後、必要書類を提出していただき、資格審査を行います。資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記載内容が事実と異なる場合は、『失格』となります。

当選者に提出していただく主な書類

(1) 神戸市営住宅入居許可申請調書（神戸市所定の様式）

(2) 住民票

- ※ 現住所と住民票記載の住所が一致しているものがが必要です。
- ※ 申込者の世帯全員の「続柄」の記載されたものがが必要です。
- ※ 婚約申込みの場合は、両方の世帯全員のものがが必要です。
- ※ 内縁関係の方は、「続柄」が未届の夫又は未届の妻となっているものがが必要です。
- ※ 外国籍の方は「国籍・地域、世帯主との関係、中長期在留者・特別永住者等の区分」等が記載されたものがが必要です。

(3) 市民税・県民税所得証明書

- ※ 申込者の世帯 18 歳以上全員のものが必要です。（18 歳以上で無収入の方、18 歳未満で収入のある方も必要です。）
- ※ 生活保護受給中の方は、福祉事務所長発行の「生活保護適用証明書（世帯全員分）」を所得証明書に代えて提出してください。

(4) 実態調査書（神戸市所定の様式）

(5) 誓約書

- ※ 申込者本人及び同居しようとする方が神戸市営住宅条例を遵守すること、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）でないことを誓約していただきます。なお、必要に応じ、誓約書に基づき、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。

(6) その他神戸市が指定する書類

(7) その他該当する方のみ必要な書類

- ※ 給与証明書、確定申告書（控）、公的年金等の源泉徴収票、戸籍謄本、障害者手帳等

※マイナンバー（個人番号）の申請により、上記（2）・（3）申請者の書類が省略できる場合があります。
※生活保護受給中の方は、福祉事務所長発行の生活保護適用証明書（世帯全員分）が必要です。
※一旦提出いただいた審査書類は返却できません。（確定申告書（控）、障害者手帳等は除く）

よくある質問

定時募集に関する質問・疑問についてまとめました。

問 「市営住宅」って何？

答 住宅に困っている方に安い家賃で入居できるよう、国の補助を受けて市が整備した公営住宅が市営住宅です。申込みをするには一定の条件があります。(申込資格2ページ参照)

問 募集はいつあるの？ 何を見ればいいの？

答 【定時募集】 「一般住宅」「特定目的住宅」「ポイント方式住宅」は年4回で、時期は5月・8月・11月・2月です。

※ 上記募集は神戸市ホームページ及び「広報紙KOB E」(毎月1日発行、各家庭又は神戸市の主な関連施設で配布)でお知らせします。併せて1ページ「神戸市営住宅の募集のご案内」もご覧ください。



神戸市
ホームページ

【常時募集】 定時募集で申込みのなかった住宅は、先着順で常時受付しております。

問 政令月収をオーバーしているが、市営住宅に申込みできるの？

答 政令月収額が158,000円以上の世帯は申込みできません。ただし、例外として13ページの裁量階層世帯に該当する方については申込みいただけます。また、政令月収が158,000円以上、487,000円以下の世帯は中堅所得者向け住宅「シティハイツ」の入居が可能です。

問 収入はないが申込みできるの？

答 申込資格を満たしていれば応募できます。入居後は毎月の家賃を納めていただく必要があります。

問 申込みする際に住宅内部を見ることはできるの？

答 申込み時に住宅内部を見ることはできません。

問 当選を一度辞退していても、また申込みはできるの？

答 当選 又は 補欠繰上となられた方が辞退もしくは棄権した場合、過去の落選回数が0回となり、多回数落選による抽選倍率の優遇がなくなりますが申込みいただけます。

問 市営住宅に入居する際に敷金は必要ですか？

答 当選後、提出いただく収入の証明書類に基づき、決定した家賃額3ヶ月分相当の敷金が入居時に必要です。なお、入居住宅によっては別途自治会費や共益費、管理費等が必要になります。

問 保証人は必要ですか？

答 保証人は不要ですが、入居手続き時に緊急連絡先が1名必要です。

問 「シルバーハイツ」の緊急通報システムって何？

答 住戸内に緊急時の呼出ボタンやセンサーなどが設置され、入居者の方に異常があったと思われる時に感知できるシステムです。住宅によってシステムが異なりますので、当該住宅の管理センターまでご確認ください。

入居手続き・入居にあたっての注意事項

入居前

1. 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見することはできません。
2. 入居時に1ヶ月分の家賃等と敷金（基本家賃額の3ヶ月相当額）の納付が必要です。
3. 家賃は、口座振替（金融機関）により納めていただきます。
4. 入居手続き時に緊急連絡先が1名必要となります。
5. 住宅の入居時期は、工事及び書類審査等の関係で予定日より遅れることがあります。
6. 指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。

入居後

7. 入居後は、毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。入居後は、家賃のほかに毎月、共益費（約1,000円から3,000円程度）及びケーブルテレビの使用料（西神ニュータウン、須磨ニュータウン、六甲アイランド、ポートアイランドの一部の住宅等）が必要です。
8. ペット飼育可能住宅以外の住宅では、犬・猫など動物の飼育はできません。
9. 住宅敷地内に自動車を無断で駐車することはできません。
駐車場の設置されていない住宅が大部分ですが、設置されている住宅で空スペースがある場合、有料で使用できます。ただし、契約可能な自動車には、大きさ等の制限があります。（駐車場の契約は、鍵渡し時になります。）
10. 入居後に名義変更ができるのは、名義人に、①死亡、②結婚又は離婚による退去、③転勤等による市外転出等の理由が発生した場合に、原則として同居者である配偶者・高齢者・障害者等に限られます。
11. 申込者本人又は同居しようとする者が、暴力団員である場合は入居できません。
なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合、又は暴力団員になったことが判明した場合は住宅の明け渡しの対象となります。

修繕について

1 空家修繕について

空家住宅は、前居住者が退去した住宅を部分的に修繕するため、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容が異なりますので、ご了承ください。なお、修繕内容は、おおむね次の通りです。

新替え

- 畳表
- フスマの張り替え
- 紙障子の張り替え
- 玄関扉の鍵
- 給水栓のパッキン

部分的な修繕

- 床・壁・天井等は、汚れ・破損の著しい箇所のみ修繕しています。
- 汚れ・破損が軽微な場合は、清掃・部分補修のみとしています。
(例) 壁クロス4面の内で1面のみ破損の著しい場合は、1面のみ張り替えをしています。

設備・点検

- 風呂釜・浴槽・流し台・コンロ台・換気扇・便器は、従前のものを清掃・点検して使用しています。
- 電気・給排水・ガス設備の点検及び建具の開閉調整を行っています。

清掃

新築ではありませんので、多少の汚れがあります。清掃は、入居時に各自で行ってください。

2 住宅の修繕について

入居後一定期間を経過すると修繕内容によっては修理費用が入居者の負担となる場合があります。鍵渡し時にお渡しします「市営住宅入居のしおり」をご覧ください。

3 住戸内の模様替え・住宅の用途外使用・敷地内の工作物設置について

市営住宅は、「公の施設」ですので、入居者が住宅を増築したり、模様替えや、住宅以外の目的に使用したり、住宅敷地内に工作物を設置することは、原則として認められません。ただし、身体に著しい障害があるなど、生活するうえで特段の理由があり、神戸市の定める承認基準に適合する場合には、条件をつけて認められる場合があります。

なお、前居住者の模様替えにより、建具が開き戸から引き戸に変更されている場合は状況により、そのまま使用していただく場合がありますのでご了承ください。

家賃について

- 1 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なります。個々の住宅の家賃については、募集住宅一覧をご覧ください。
- 2 家賃の算定に用いる入居者の収入は、政令月収額として下記の7区分に分類されます。政令月収額は8～11ページの計算方法で算出することができます。

【収入による家賃の算定区分】

①	政令月収額が	0円～104,000円の世帯
②	政令月収額が	104,001円～123,000円の世帯
③	政令月収額が	123,001円～139,000円の世帯
④	政令月収額が	139,001円～158,000円の世帯

⑤	政令月収額が	158,001円～186,000円の世帯
⑥	政令月収額が	186,001円～214,000円の世帯
⑦	政令月収額が	214,001円～259,000円の世帯

※ただし、⑤～⑦は、裁量階層世帯（13ページ参照）

※入居決定後、一定額以下の収入の方は、家賃の減免を受けられる場合があります。この場合、非課税の収入（遺族年金・障害年金・雇用保険・労災保険・傷病手当・児童福祉手当・仕送り・奨学金等）も加算されます。詳しくは各指定管理者にご相談ください。

- 3 裁量階層世帯（13ページ参照）は、募集住宅一覧の家賃額以上の額になります。（一覧に記載している家賃額は①～④の範囲の金額です）。
- 4 家賃は、上記1の要素により毎年度変動します。
- 5 入居後は、毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。入居から3～5年経過後、収入が一定額以上の場合には、収入超過者又は高額所得者と認定され、民間住宅なみの家賃が段階的に適用されるとともに、住宅の明け渡しをしていただきます。

募集再開住宅・地域改善向住宅について

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

概要・入居条件については下記のとおりとなります。各条項のことをご了承のうえ、お申込みください。

- ・申込資格については、同じ募集区分の住宅と同じです。
- ・募集停止事由についてはお答えできません。
- ・入居にあたっては誓約書を提出していただきます。

(死亡事故、独居死などが発生した住宅であることへの了解、及び入居後もそのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てしないことについての誓約書)

地域改善向住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、申込資格のうち収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。

(収入基準については3ページ参照)

個人情報の利用目的等について(ご了解事項)

(1) 個人情報の利用目的

- ①市営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ②各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③各種アンケートのお願い
- ④調査・統計資料の作成
- ⑤その他住宅等の管理上必要な場合

(2) 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合があります。なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

(3) 個人情報の第三書提供

(一財)神戸住環境整備公社は「法令等に定めがある場合」「個人の生命を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報をこの市営住宅の申込みの目的以外には使用いたしません。

(4) 個人情報の預託

(一財)神戸住環境整備公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者(管理業者、修繕業者など)へ個人情報を預託する場合があります。

(5) 個人情報の利用目的の通知および開示等の手続き

(一財)神戸住環境整備公社は、本人又は本人から委託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等の請求に対応しております。なお、開示等の請求をしようとする方々は各種請求書を提出していただきます。

募集住宅一覧の見方

東灘区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階 建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				号 棟			間取り			
2人以上	一般 ☆☆☆	○△第五 (昭和○○年)	東灘区○△南町○丁目○番 阪神「○○」駅 徒歩○分	5階建	×	○	51m ²	27,400 ~ 40,800	(5) 倍	募集再開住宅
				○号棟			3DK			
				3階			和6,6 洋3.5			
				313号室			DK5.6			

【シルバーハイツ】(単身向)

☆申込資格については、○○ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階 建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				号 棟			間取り			
単身向	特目 ★★★	△□山手 (平成○○年)  	垂水区○○間○丁目○番 JR「△□」駅より、市・□□バス約○分「○○ 介護センター前」 徒歩○分	10階建	○	○	39m ²	20,500 ~ 30,500	(20) 倍	
				○号棟			1DK			
				6階			和6			
				616号室			DK8.4			

- 申込区分 …… 「1人以上」「2人以上」など該当住宅に応募できる世帯人数を記載しています。
(注)「単身向」は1人世帯のみが申込みます。
- 申込番号 …… 「一般」は申込書の一般住宅申込番号欄に、「特目」は特定目的住宅申込番号欄に記入する番号を記載しています。
- 建設年度 …… 建築工事を開始した年度を記載しています。
- 注意マーク(    など) …… 該当住宅について注意いただきたいことを、マークで表しています。(マークの説明は各住宅一覧の下部に記載しています。)
- 交 通 …… 該当住宅の敷地出入り口から合理的な交通手段について記載しています。(他にも交通手段が存在する場合があります。)
- エレベータ・風呂(○ ×) …… 設置の有無等について記号で記載しています。(記号の説明は一般33ページ、特定目的53ページ、ポイント方式81ページを参照してください。)
- 面積・間取り・畳数 …… 面積は部屋の総面積を(数字の端数は切り捨て)、間取りは居室数+その他の構成(食事室+炊事場ならDK)を、畳数は和室と洋室及びその他の構成に分けた畳数を記載しています。
- 月額家賃 …… 上段は1階層、下段は4階層の家賃を表しています。月額家賃欄の入居者負担額等、詳しくは19ページをご覧ください。
(注)裁量階層世帯(地域改善住宅を除く)となる方については5~7階層となりますので、掲載している家賃より高くなります。
- 過去倍率 …… 一般住宅は、令和3年5月募集以降に募集があったときの直近の倍率です。特定目的住宅は、過去3年以内で募集があったときの直近の倍率です。
- 備考欄 …… 募集再開住宅・地域改善向住宅(20ページ参照)、当該住宅についての補足事項等を記載しています。

神戸市営住宅 入居申込みのご案内

定 時 募 集

一般住宅・特定目的住宅

一
般
住
宅

各住宅の申込資格等をよく確認のうえ、お申込みください。

抽選の結果、当選・補欠となられても、申込資格を満たしていない場合や記載内容が事実と異なる場合は、「失格」となります。

特
定
目
的
的
住
宅

「一般住宅」「特定目的住宅」は、
白色の「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書（令和5年2月募集）」で、
お申込みください。

≪ 「ポイント方式住宅」とは別枠で申込受付を行います。 ≫

「ポイント方式住宅」は、緑色の「ポイント方式申込書」により、
お申込みすることができます。

申込書の書き方（一般住宅、特定目的住宅）

(1) 申込番号

一般住宅・特定目的住宅それぞれの申込番号欄に、募集住宅一覧に記載の申込番号を記入してください。なお、お申込み後の申込番号の変更は認められません。

(2) 申込者

- ① 姓と名の間は、1文字分あけて記入してください。
- ② 現住宅種別欄には、現在居住している住宅の種別を一つ選んで○印をつけてください。
- ③ 現住所欄には、郵便番号・電話番号・携帯番号・現住所（号棟・室番・様方・マンション名・アパート名等まで明記）を記入してください。
- ④ 送付先住所は、現住所以外の場所に送付をご希望の方のみ記入してください。
- ⑤ 勤務先名称については、〇〇会社△△営業所など具体的に記入してください。事業所得の方は、勤務先名称欄に事業内容を具体的に記入してください。

(3) 入居しようとする者

- ① 入居しようとする方全員について、氏名・フリガナ・性別・続柄・生年月日・年齢・職業コード・収入（所得）を記入してください。なお、お申込み後のご家族の追加・変更は、一切認められません。
- ② 結婚予定で申し込まれる方は、婚約者の氏名・フリガナ・続柄（「婚約者」と記入してください）・生年月日・年齢・職業コード・収入（所得）も必ず記入してください。
- ③ 職業コード欄には、申込書にある職業コード番号を記入し、空欄のないようにしてください。申込者及び入居しようとする方の当てはまる番号を選んで記入してください。

(4) 別居扶養（別居している扶養親族）

現在、所得税法上の扶養控除対象者で別居しており、入居されない方があれば記入してください。

(5) 収入・所得

収入又は所得のある方は、「給与」「事業等」「年金」の該当するものに○印をつけ、「給与」「年金」には収入、「事業等」には所得の金額を記入してください。
(区分を間違えて記入した場合、失格となることがありますのでご注意ください)

(6) 年間総収入金額・年間総所得金額

- ① 給与及び年金の方は年間総収入金額（税込金額）を、事業等の方は年間総所得金額を記入してください。**（間違えて記入した場合、失格となることがありますのでご注意ください）**
 - ・非課税の方で生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」、その他収入のない方は金額「0」と記入してください。
 - ・所得税の確定申告で繰越損失額のある方は、事業等の欄に○印をつけ、差引き後の所得金額を記入してください。
- ② 令和4年1月1日以降に就職（転職）した方は、8ページ(1)①イの計算方法により年間総収入金額を、また令和4年1月1日以降に開業（転業）した方は、8ページ(1)②イの計算方法により総所得金額をそれぞれ推定して記入してください。転職・転業前の収入は関係ありません。
- ③ 申込本人以外の方（家族又は婚約者など）で収入がある場合は、本人と同じように上記の要領で記入してください。ただし、当該住宅の入居日までに退職される場合は、「退職予定」と記入してください。その場合、収入は合算されません。

(7) 手帳の種類（等級）

入居しようとする方が障害をお持ちの場合は、あてはまる等級に○印をつけてください。

(8)被災者資格の確認

申込資格について、1・2のいずれかに○印をつけ、「2 被災者」とされた場合は、右側の被災者資格の確認事項について全て記入してください。

○印の記入がない場合は、「1 一般」のお申込みとさせていただきます。

(9)落選回数の確認

過去の定時募集の落選回数（平成15年5月以降）について、1～7のいずれかに○印をつけてください。

○印の記入がない場合は「1. 0～4 回落選者」のお申込みとさせていただきます。

平成21年5月定時募集より、当選者又は補欠繰上者が辞退もしくは棄権した場合は、過去の履歴（落選回数）がなくなり、0回からとなりますので、ご注意ください。

平成23年5月の定時募集から、特定目的住宅のみの申込み落選は、回数に含まれません。

(10)世帯の状況

世帯区分「1-（ア～シ）」、「2-ス」のいずれかに○印をつけてください。

（年齢は令和5年2月8日現在の満年齢です）

○印の記入がない場合は、「2-ス」のお申込みとさせていただきます。

(11)困窮理由

1～10のうち該当する番号全てに○印をつけてください。

(12)結婚予定(婚約申込み)の方

困窮理由の「9」を選ばれた方は、入籍予定日を必ず記入してください。

(13)暴力団員の有無・生活保護受給の有無

①暴力団員の有無について、1・2のいずれかに○印をつけてください。

②生活保護受給の有無について、1・2のいずれかに○印をつけてください。

(14)同意の有無

当選時点の情報で事前確認することについて、1・2のいずれかに○印をつけてください。

※ 同意の有無に係らず、資格審査時の書類提出は必要です。

※ 生活保護受給及び障害手帳の交付に該当しない場合、○印は不要です。

● 記入がおわりましたら…

① 郵送受付は、令和5年2月8日(水)までの消印があり、2月10日(金)までに神戸ポート郵便局に必着のものが有効です。それ以後に到着したのものについては、受付できませんのでご注意ください。なお、消印については、早めに投函されない場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。

② 申込書の右端の欄には、63円切手を貼ってください。切手を貼っていない場合は、『抽選結果のお知らせ（はがき）』を送付できませんのでご注意ください。

③ 申込専用封筒には、84円切手を貼り、申込者の郵便番号・住所・氏名をはっきりと記入してください。（ポイント方式申込書も同封する場合は、94円切手を貼ってください。）

④ 申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や、同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。

記入例

一般住宅・特定目的住宅 入居申込書(令和5年2月募集)

入居申込案内書の記載事項を了承のうえ、以下のとおり申込みます。

なお、この申込書の記入内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。

令和5年 2月8日

■ 一般住宅に申込希望の方

■ 特定目的住宅に申込希望の方

一般住宅 申込番号
337
※300番台

注 ポイント方式(申込番号P1~P100)はこの用紙では受付できません

特定目的住宅 申込番号
830
※800番台

一般住宅・特定目的住宅双方の申込資格がある方は、この用紙で両方申込みできます。※住宅の申込番号は、申込資格等をよく確認のうえご記入ください。

フリガナ	コウ	ベ	タ	ロウ																								
氏名	神戸太郎																											
現住宅種別	<input checked="" type="radio"/> 1. 民間借家 2. 公社・UR(旧公団)住宅 3. 市営住宅 4. 県営住宅 ・多世代の近居申込みですか(はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>) 5. 持家(親族の持家を含む) 9. その他()																											
現住所	郵便番号	6	5	3	—	0	0	4	2	電話番号	0	7	8	—	6	4	7	—	9	8	0	4						
	神戸市長田区二葉町5丁目1-32〇〇住宅〇〇号室											携帯番号					0	7	0	—	1	2	3	4	—	5	6	7
勤務先名称	住宅建設(株)									神戸市中央区																		
書類等送付先住所	郵便番号									※ 現住所以外の場所へ送付希望の場合は、ご記入ください。																		

※令和5年2月8日現在の家族構成でお申し込みください。(現住所に住民登録があり、かつ同居していること。)

(離婚予定の方は申込不可。ただし、結婚予定の方は申込可)

フリガナ 氏名	性別	続柄	続柄 コード	生年月日	年齢	職業 コード	収入・所得		控除		手帳等の種類(等級)				指定 難病 該当
							所得 種類	年間総収入金額 (事業の場合は総 所得金額)(円)	寡 婦	ひとり 親	身体障害者 手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	障害 年金	
① 神戸太郎	男	本人	01	59・1・22	39	1	給与 2,800,000	有	有	1・2・3	A・B1・B2	1・2・3	1	有	
② 神戸花子	女	妻		61・7・5	36	6	給与 750,000	有	有	1・2・3	A・B1・B2	1・2・3	1	有	
③ 神戸一郎	男	子		25・3・11	9	7	無職	有	有	1・2・3	A・B1・B2	1・2・3	1	有	
④ 神戸次郎	男	子		27・9・20	7	9	無職	有	有	1・2・3	A・B1・B2	1・2・3	1	有	
⑤	男・女			・			給与 事業等 年金	有 有 無	有 有 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 2	有 無	
⑥	男・女			・			給与 事業等 年金	有 有 無	有 有 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 2	有 無	
別居 扶養 (3)	男・女			・			給与 事業等 年金	有 有 無	有 有 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 2	有 無	

※世帯人数が7人以上で記入欄が足りない方は、同じ内容を記入した別紙を添付してください。

この欄には記入しないでください

※ 収入・所得の欄は空白にせず必ず記入してください。 ※ 障害のある方は、あてはまる手帳の等級に必ず〇をしてください。

職業コード (下記の番号を記入してください)		
1. 会社員	4. 団体職員	7. 学生・生徒・児童
2. 会社役員	5. 自営業	8. 無職
3. 公務員	6. パート・アルバイト	9. その他

※ この入居申込書に記入された事項は、神戸市個人情報保護条例に基づいて、この市営住宅の申込みの目的以外には、使用いたしません。

平成21年度から新優遇制度の導入により抽選番号を付与して抽選するため、特に下記1. 2. 3については記入内容に誤りがあれば「失格」になりますのでご注意ください。

1. 被災者資格について、次の(1, 2)のいずれかに必ず○をつけてください。
(○印の記入がない場合は、「1 一般」とさせていただきます。)

申込資格 1 一般 ② 被災者	資格確認には、A・B両方の証明が必要です。(※Aのみの場合は、「1 一般」となります。)	
	A. 被災証明の内容	B. 家屋解体を証明するもの(A欄に○を付けた方は必ず記入してください。)
	① 全壊(焼) 2. 半壊(焼)	① 家屋解体証明書 2. 閉鎖事項証明書(閉鎖登記簿謄本)
	被災時の住所	神戸市〇〇区〇〇町〇-〇-〇
被災時の住居種別	① 持家 2. 公営住宅(市営・県営) 3. 公社・UR(旧公団) 住宅 4. 民間借家 9. その他()	

2. 落選回数について、1~7の該当する番号に必ず○をつけてください。(平成15年5月以降の定時募集が対象です。)
(○印の記入がない場合は、「1. 0~4回」落選とさせていただきます。)

① 0~4回	2. 5~9回	3. 10~14回	4. 15~19回	5. 20~24回	6. 25~29回	7. 30回以上
--------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

(注) ・平成15年5月以降の定時募集のみ対象です。(ポイント方式・追加募集・再募集・平成23年5月以降の特定目的住宅を除く)
・2~7に○をされた方で、当選後の書類審査で該当する落選者でないことが判明した場合は失格となりますのでご注意ください。
・平成21年5月募集以降の当選者及び補欠繰上者で辞退又は棄権された方は、落選回数の履歴が一旦「0回」になります。

3. 世帯の状況について、1または2の該当する番号に○を付け、ア~スのいずれかに必ず○をつけてください。
(○印の記入がない場合は、「ス 上記に当てはまらない世帯」とさせていただきます。)

世帯区分	ア 65歳以上の方のみの世帯(単身者含む)
	イ いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がいる世帯を含む)
	ウ 65歳以上の方(いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む)と18歳未満の児童のみの世帯
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
	オ 母子・父子世帯(配偶者がおらず、かつ20歳未満の子を扶養している世帯)※離婚予定は申込不可
	カ 夫婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯
	キ 18歳未満の子が3人以上いる世帯
	ク ハンセン病療養所入所者等
	④ ケ 中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子(平成19年4月2日以降に生まれた方)がいる世帯
	コ DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯 ※1
	サ 中国残留邦人等世帯 ※国が発行する本人の帰国証明書が必要
	シ 警察の証明書等で確認できる犯罪被害者世帯
	2 ス 上記に当てはまらない世帯

※1 「裁判所の保護命令」、「保護施設あるいは母子支援施設に入所中又は退所」(5年以内のもの)、婦人相談所等による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明書又は行政機関等において配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の証明書が必要

4. 困窮理由について、1~10のうち該当する番号全てに○をつけてください。

下記の住宅困窮理由に該当しない方は申込みできません。(騒音・日当たり等、生活環境による理由は該当しません。)

1	倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している
2	災害の危機があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
③	他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4	住宅がないため、親族と別居している
5	部屋が狭い(1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積以下)
6	正当な退去要求をうけているが、立退き先がない(自己の責めに帰する場合は除く)
7	通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8	収入と比較して家賃が高すぎる ※生活保護受給中の方は自己負担額(住宅扶助額の差額)がある方
9	婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている(入籍予定日 月 日)
10	その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている理由:

5. 次の事項に必ず○をつけてください。

申込本人又は同居しようとする者に暴力団員はいない	① い 2 いる
生活保護受給の有無	1 あり ② なし

裏面のアンケートにご協力ください



6. 同意の有無について、次のいずれかに必ず○をつけてください。(該当しない場合、○印は不要です。)

私が当選した場合、記入した生活保護受給情報及び障害手帳の交付情報を当選時点の情報で事前確認することについて	① 同意する	2 同意しない
---	--------	---------

※ 同意の有無に係らず、資格審査時の書類提出は必要です。

抽選方法について（一般住宅、特定目的住宅）

当選番号決定方法

定時募集の抽選は、「一連番号方式」と呼ばれる抽選方法で行います。

- 0 から 9 までの 10 個の抽選玉を用意し、最初に抽出した番号を第 1 順位とし、以下抽出した番号順に抽選結果表に記録していきます。
- これを桁ごとに繰り返します。
- 当選番号は、抽選結果表に記録された数字の組み合わせによって決定します。

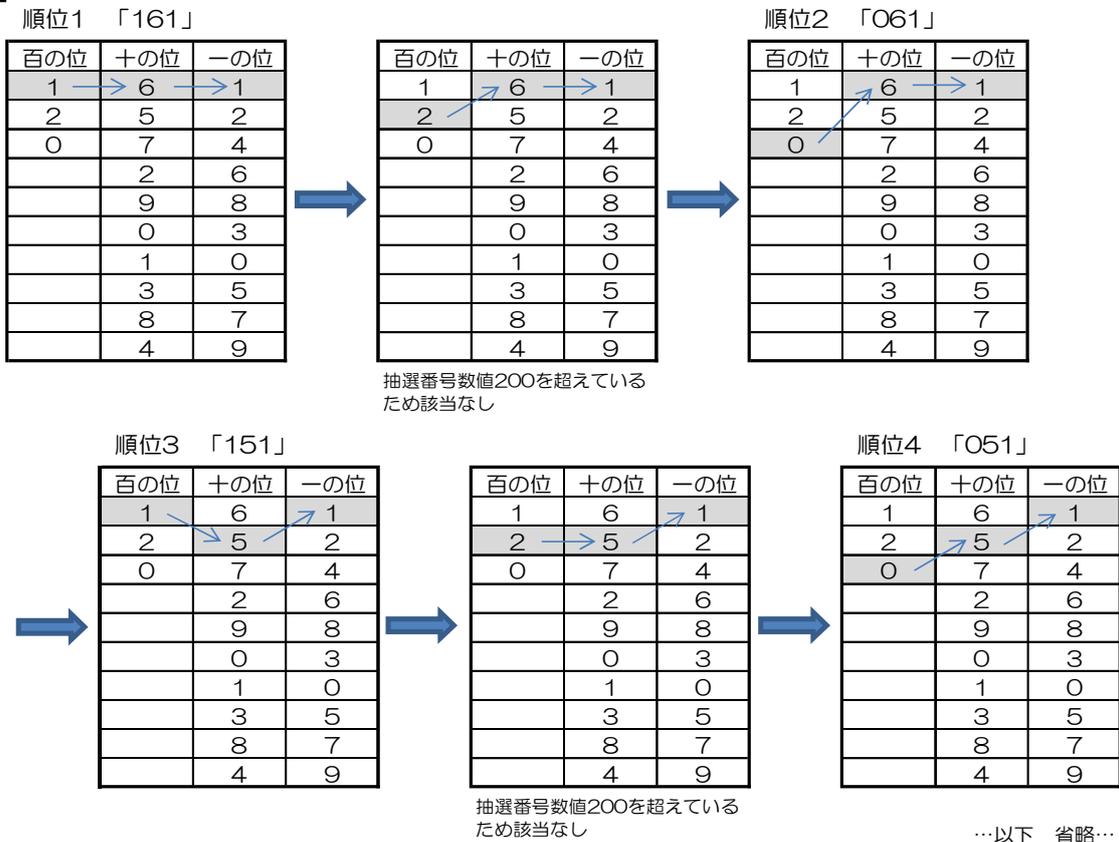
【例】全住宅の中で最も多い抽選番号数値が 200 の場合

Step1 抽選玉を用意し、桁ごとに数字を抽出します。（抽選結果表）

百の位は0から2、十の位は0から9までの抽選玉を抽出します。

	百の位	十の位	一の位
①番目の数	1	6	1
②番目の数	2	5	2
③番目の数	0	7	4
④番目の数		2	6
⑤番目の数		9	8
⑥番目の数		0	3
⑦番目の数		1	0
⑧番目の数		3	5
⑨番目の数		8	7
⑩番目の数		4	9

Step2 Step1の抽選結果表を使って当選番号の順位が決まります。（優先順位の設定）



Step3 Step2の法則に従って各住宅の当選番号と補欠番号が決まります。

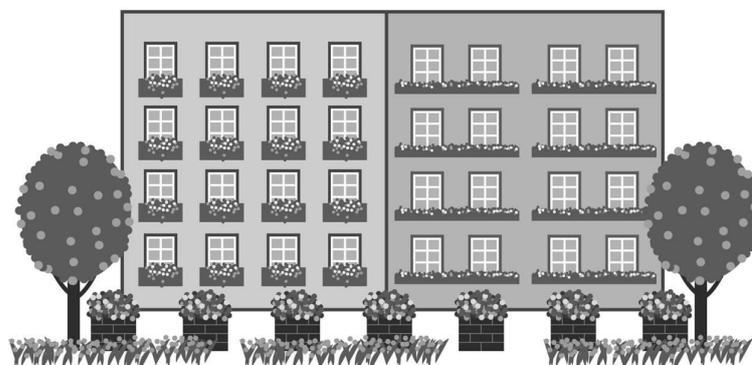
当選番号は、各住宅の申込者数により異なります。

抽選番号数値 200 の場合、当選番号及び補欠番号は下記のとおり

	当選番号	補欠番号
最大抽選番号 200の住宅	161	61
最大抽選番号 180の住宅	161	61
最大抽選番号 160の住宅	61	151
最大抽選番号 150の住宅	61	51
最大抽選番号 90の住宅	61	51
最大抽選番号 60の住宅	51	21
最大抽選番号 50の住宅	21	1
最大抽選番号 30の住宅	21	1
最大抽選番号 10の住宅	1	2

●抽選会见学のご案内

抽選会见学希望者 10 名を募ります。今回の一般住宅・特定目的住宅の申込者で抽選会の見学を希望される方は、官製はがきに「①住所②氏名③電話番号④申込番号⑤抽選会见学希望」とご記入のうえ、(一財)神戸住環境整備公社 市営住宅募集係(宛先は裏表紙に記載)令和5年2月8日(水)までにお申込みください。(当日消印まで有効)
抽選会见学希望者の申込みが多数の場合は、抽選を行い、選ばれた方だけに通知します。



抽選倍率優遇制度について（一般住宅）

優遇制度とは、一般住宅申込者でかつ、「多回数落選者」、「被災者資格対象者」、「優先枠対象者」に対し、通常1個付与される抽選番号を、落選回数に応じて複数個連番で付与することで、抽選倍率を優遇し、当選確率を上げるものです。

なお、優先的にご入居できるというものではありません。また、「特定目的住宅」及び「ポイント方式」には優先倍率はありません。

ただし、身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯が、身体障害者世帯向住宅をお申込みされる場合、落選回数に限らず抽選番号が2個付与されます。

倍率優遇表

申込対象者	4回以下落選者	5回以上落選者	10回以上落選者	15回以上落選者	20回以上落選者	25回以上落選者	30回以上落選者
一般申込者	1個(1倍)	3個(3倍)	4個(4倍)	5個(5倍)	6個(6倍)	7個(7倍)	8個(8倍)
被災者資格対象者又は優先枠対象者	2個(2倍)	5個(5倍)	6個(6倍)	7個(7倍)	8個(8倍)	9個(9倍)	10個(10倍)

1 多回数落選者とは

- (1) 平成15年5月定時募集以降の一般住宅及び平成22年10月定時募集以前の特定目的住宅の落選回数を数えます。（一般住宅及び特定目的住宅の両方に落選した場合、落選回数は「1回」と数えます。）
- (2) ポイント方式、追加募集、再募集、平成23年5月定時募集以降の特定目的住宅は落選回数に含まれません。
- (3) 平成21年5月定時募集以降、当選又は補欠繰上を辞退もしくは棄権した場合、落選回数の履歴はなくなり、一旦「0回」になります。
- (4) 落選回数は「落選はがき」で確認しますので、大切に保管してください。
- (5) 令和4年11月定時募集の一般住宅で補欠となり、令和5年2月8日現在で補欠繰上のない方は、落選とみなし、落選回数に加えます。ただし、抽選会までに補欠繰上となった場合、今回の定時募集の申込資格はなくなります。なお、補欠繰上の期限は令和5年2月28日です。

注意！ 以下の場合は落選回数の履歴がなくなります

今回、当選又は補欠繰上となり辞退された方は、落選回数の履歴がなくなります。次回の定時募集は、新たに「0回」から始まることとなります。ご注意ください。

2 被災者資格対象者とは

震災時に居住していた住居が「解体済」又は「解体予定」である事を証明又は確認できる



阪神・淡路大震災による「全壊(焼)」 「半壊(焼)」のり災証明書を所有している

- 【注意】**(1) 「全壊(焼)」又は「半壊(焼)」のり災証明書をもちの方でも、居住していた住宅の解体が証明又は確認できない方及び、お持ちのり災証明書が「一部損壊」の方等は、「被災者資格対象者」としてはお申込みできません。
- (2) 「被災者資格対象者」と「優先枠対象者」の重複での優先倍率はありません。

3 優先枠対象者とは

優先枠対象者とは次の項目にあてはまる世帯です。(年齢は令和5年2月8日現在)

- ① 65歳以上の方のみの世帯(単身世帯を含む)
- ② いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がいる世帯を含む)
- ③ 65歳以上の方(いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む)と18歳未満の方のみの世帯
- ④ 中度以上の障害者等がいる世帯(難病患者を含む)
- ⑤ 母子・父子世帯(配偶者がおらず、かつ20歳未満の子を扶養している世帯)
※離婚予定は申込不可
- ⑥ 夫婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯
- ⑦ 18歳未満の子が3人以上いる世帯
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等
- ⑨ 中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子(平成19年4月2日以後に生まれた方)がいる世帯
- ⑩ DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯【※1】
- ⑪ 中国残留邦人等世帯(国が発行する本人の帰国証明書が必要)
- ⑫ 警察の証明等で確認できる犯罪被害者世帯【※2】

【※1】 DV被害者の世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次のア、イ又はウのいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方を言います。

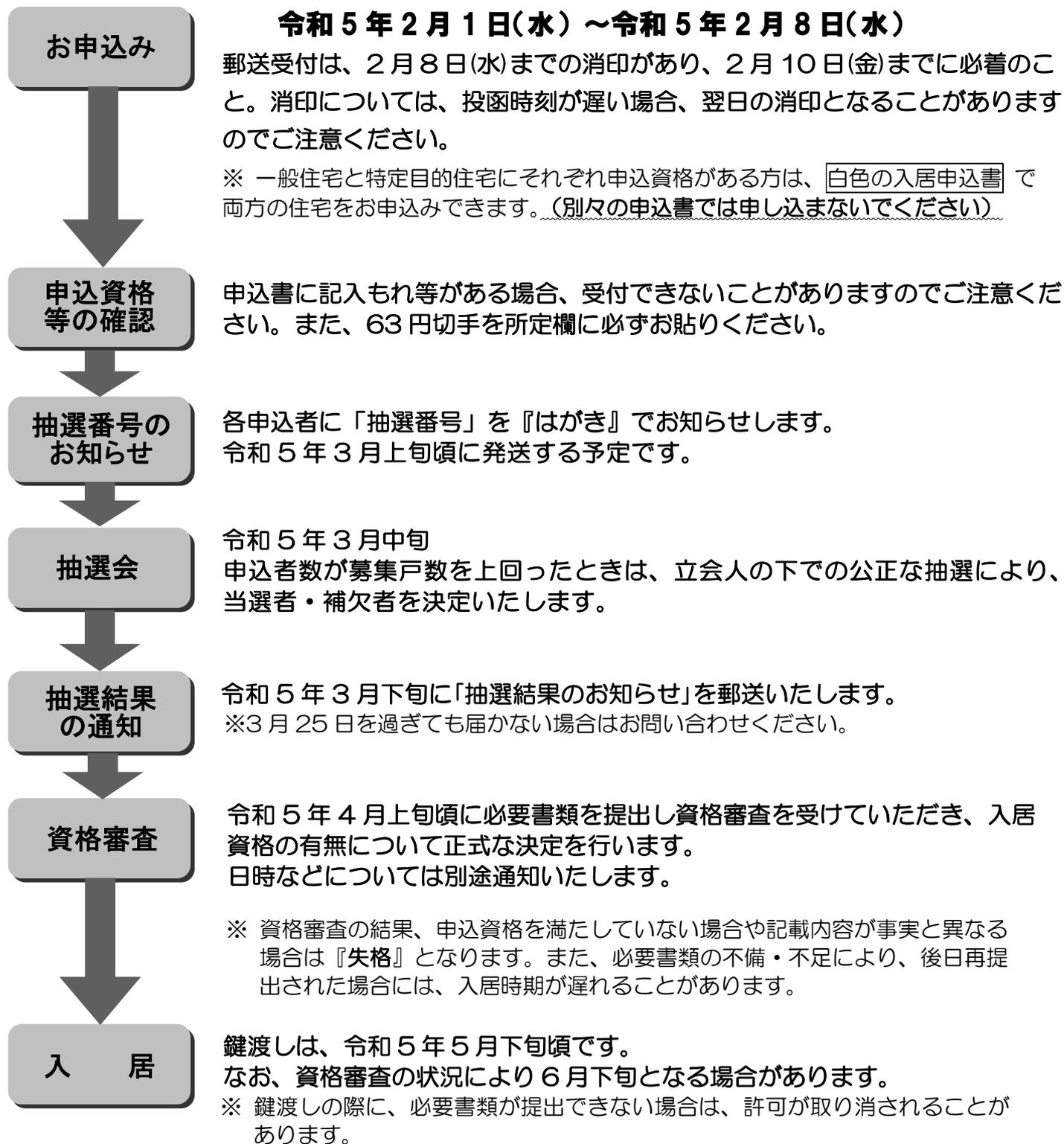
- ア. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」といいます)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
- イ. 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- ウ. 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。
(「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

【※2】 犯罪被害者世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第3項に定める犯罪被害者(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のア又はイのいずれかに該当することが客観的に証明される方で犯罪被害が発生してから1年以内の方の世帯であること。

- ア. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
- イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
 - (ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく破壊したために居住することができなくなった方
 - (イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
 - (ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった

お申込みからご入居まで（一般住宅、特定目的住宅）



募集住宅一覧

一般住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは19ページをご覧ください。

エレベータ …… ○ 有り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風呂 …… 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

過去倍率 …… 令和3年5月募集以降に募集があった住宅の倍率です。倍率欄で(－)倍と表示されているのは、令和3年5月以降募集のなかった住宅、(0)倍は申込みのなかった住宅です。

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和5年6月1日から1ヶ月となります。

間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。

神戸市営住宅一覧 検索



東灘区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1人以上	一般301	魚崎南 (昭和46年度) 🚶🚶	東灘区魚崎南町6丁目12番1	11階建 1号棟	○	○	40m ² 2DK	23,000	(-) 倍	
		🚶🚶	阪神「青木」駅 徒歩6分	11階 1111号室			和6.6 DK5.8	~ 34,300		
2人以上	一般302	ウエストコート 9番街 (平成7年度) 🚶	東灘区向洋町中7丁目2番地の2	15階建 1号棟	○	○	58m ² 3DK	35,300	(-) 倍	
		🚶	六甲ライナー「アイランドセンター」駅 徒歩10分	10階 1003号室			和6.4.5 洋5.7 DK7.4	~ 52,600		
以上	一般303	ウエストコート 9番街 (平成7年度) 🚶	東灘区向洋町中7丁目2番地の2	15階建 1号棟	○	○	58m ² 3DK	35,300	(-) 倍	
		🚶	六甲ライナー「アイランドセンター」駅 徒歩10分	14階 1415号室			和6.4.5 洋5.7 DK7.4	~ 52,600		

🚶 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

📺 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

灘区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1 人 以 上	一般 304	八幡 (昭和43年度)	灘区八幡町2丁目4番19	5階建 2号棟	○	○	35m ² 2K	20,500 ~ 30,500	(-) 倍	
			阪急「六甲」駅 徒歩4分	5階 501号室			和6.6 K4.4			
	一般 305	八幡 (昭和43年度)	灘区八幡町2丁目4番16	5階建 3号棟	○	○	35m ² 2K	20,500 ~ 30,500	(-) 倍	
			阪急「六甲」駅 徒歩4分	4階 405号室			和6.6 K4.4			
	一般 306	新在家南 (平成 8年度)  	灘区新在家南町2丁目1番	14階建 3号棟	○	○	39m ² 1DK	24,100 ~ 35,900	(-) 倍	
阪神「新在家」駅 徒歩7分			8階 809号室	和6 DK6.7						
一般 307	HAT神戸 ・灘の浜 (平成 7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番	14階建 8号棟	○	○	39m ² 1DK	24,500 ~ 36,400	(68) 倍		
		阪神「岩屋」駅 徒歩9分	6階 605号室			和6 DK7.8				
一般 308	琵琶 (平成 9年度) 	灘区琵琶町2丁目7番11	11階建 1号棟	○	○	39m ² 1DK	25,700 ~ 38,200	(-) 倍		
		JR「六甲道」駅 徒歩5分	3階 303号室			和6 DK7.1				

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

中央区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄	
				号棟			間取り				
1人以上	一般309	新生田川 (昭和49年度)	中央区北本町通6丁目3番	14階建 15号棟	○	○	44m ² 2DK	24,500 ~ 36,500	(-) 倍	地域改善向住宅	
			阪急「春日野道」駅 徒歩7分	6階 603号室			和6.6 DK6.3				
	一般310	下山手 (平成7年度)	中央区下山手通9丁目10番	10階建 5号棟	○	○	49m ² 2DK	30,300 ~ 45,100	(-) 倍		地域改善向住宅
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩3分	4階 404号室			和6.6 DK9.2				
一般311	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番	中央区筒井町1丁目1番	11階建 4号棟	○	○	50m ² 2DK	30,700 ~ 45,700	(103) 倍		
			阪急「春日野道」駅 徒歩5分	5階 507号室			和6 洋5.3 DK7.6				
一般312	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番	中央区筒井町1丁目1番	11階建 4号棟	○	○	40m ² 1DK	24,600 ~ 36,700	(104) 倍		
			阪急「春日野道」駅 徒歩5分	7階 713号室			和6 DK8.6				
3人以上	一般313	HAT神戸・脇の浜 (平成8年度) 	中央区脇浜海岸通3丁目2番	9階建 8号棟	○	○	61m ² 3DK	38,800 ~ 57,800	(-) 倍		
阪神「春日野道」駅 徒歩6分	5階 513号室	和6 洋4.1,4 DK9.8									

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

地域改善向住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

兵庫区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1 人 以 上	一般 314	夢野 (昭和47年度)	兵庫区湊川町6丁目6番	5階建 1号棟	○	○	42m ² 3DK	21,500	(-) 倍	
			神戸電鉄「湊川」駅 徒歩11分	4階 408号室			和6,4,3 DK5.3	~ 32,000		
	一般 315	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番29	13階建 1号棟	○	○	42m ² 2DK	20,400	(4) 倍	
			地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	8階 804号室			和6,6 DK6.9	~ 30,500		
	一般 316	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番29	13階建 1号棟	○	○	42m ² 2DK	20,400	(4) 倍	
			地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	13階 1313号室			和6,6 DK6.9	~ 30,500		
	一般 317	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番15	10階建 2号棟	○	○	42m ² 2DK	20,400	(4) 倍	
			地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	7階 712号室			和6,6 DK6.9	~ 30,500		
一般 318	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番15	10階建 2号棟	○	○	42m ² 2DK	20,400	(4) 倍		
		地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	8階 806号室			和6,6 DK6.9	~ 30,500			
一般 319	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	9階建 1号棟	○	○	43m ² 2DK	20,500	(10) 倍		
		神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	3階 302号室			和6,6 DK7.1	~ 30,500			
一般 320	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	9階建 1号棟	○	○	47m ² 3DK	22,200	(6) 倍	募集再開住宅	
		神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	9階 901号室			和6,4,3 DK6.5	~ 33,100			
一般 321	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	9階建 1号棟	○	○	43m ² 2DK	20,500	(10) 倍		
		神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	9階 905号室			和6,6 DK7.1	~ 30,500			

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

兵庫区

申込 区分	申込番 号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレ ベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去 倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1 人 以 上	一般 322	新御崎西	兵庫区御崎町1丁目1番8	9階建	○	○	41m ²	23,400 ~ 34,900	(68) 倍	
		(平成29年度)	地下鉄「御崎公園」駅 徒歩3分	1号棟			洋6.3,4.7 K3.7			
2 人 以 上	一般 323	小河第二	兵庫区小河通2丁目1番25	5階建	×	○	60m ²	32,500 ~ 48,300	(-) 倍	
		(昭和63年度)	JR「兵庫」駅 徒歩8分	1号棟			和6.6 洋4.5 DK7			
				4階						
				404号室						
				406号室						

長田区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				号棟			間取り			
				階数			畳 数			
1 人 以 上	一般 324	番町 (昭和62年度)	長田区三番町4丁目1番地	11階建 26号棟	○	○	38m ² 2DK	19,400 ~ 28,900	(-) 倍	募集再開住宅 地域改善向住宅
			神戸高速鉄道「高速長田」駅 徒歩3分	5階 501号室			和6,4.5 DK5.1			
	一般 325	房王寺 (昭和48年度)	長田区房王寺町5丁目1番	5階建 5号棟	×	○	43m ² 2DK	21,000 ~ 31,300	(4) 倍	
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩3分	5階 506号室			和6,6 DK8.1			
	一般 326	川西 (平成 8年度)	長田区川西通3丁目60番地	5階建 2号棟	○	○	49m ² 2DK	28,500 ~ 42,400	(-) 倍	
			地下鉄「長田」駅 徒歩7分	5階 507号室			和6 洋5.1 DK7			
2 人 以 上	一般 327	番町 (昭和57年度)	長田区四番町3丁目24番地	10階建 24号棟	○	○	56m ² 3SDK	27,700 ~ 41,300	(-) 倍	地域改善向住宅
			神戸高速鉄道「高速長田」駅 徒歩5分	2階 206号室			和6,6 洋3.5 S2.4 DK7.3			
	一般 328	番町 (平成 6年度)	長田区五番町4丁目30番地	10階建 29号棟	○	○	59m ² 3DK	31,000 ~ 46,200	(-) 倍	
			神戸高速鉄道「高速長田」駅 徒歩3分	6階 607号室			和6,6 洋4 DK8.5			
	一般 329	雲雀ヶ丘 (昭和62年度)	長田区雲雀ヶ丘1丁目7番	5階建 1号棟	×	○	59m ² 3DK	29,200 ~ 43,400	(1) 倍	
			地下鉄「長田」駅・阪神/神戸高速線「高速長田」駅より、市バス約15分「ひばりが丘」徒歩5分	4階 401号室			和6,6 洋4.5 DK7.4			

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

地域改善向住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

須磨区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1人以上	一般 330	南須磨 (昭和52年度)	須磨区青葉町2丁目2番	5階建 3号棟	○	○	50m ² 3DK	25,200 ~ 37,600	(-) 倍	募集再開住宅
			JR「鷹取」駅 徒歩5分	3階 301号室			和6,4 洋3.5 DK6.9			
	一般 331	若草 (平成8年度) 🚗	須磨区車字長者平904番地の1	6階建 2号棟	○	○	50m ² 2DK	26,600 ~ 39,600	(9) 倍	
			地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス約26分「若草町」 徒歩6分	5階 507号室			和6 洋5 DK7.6			
	一般 332	須磨外浜 (平成22年度)	須磨区外浜町3丁目2番	10階建 1号棟	○	○	42m ² 1DK	23,600 ~ 35,100	(30) 倍	
JR「鷹取」駅 徒歩14分			3階 305号室	和8 DK6.9						
一般 333	須磨外浜 (平成22年度)	須磨区外浜町3丁目2番	10階建 1号棟	○	○	42m ² 1DK	23,600 ~ 35,100	(30) 倍		
		JR「鷹取」駅 徒歩14分	6階 601号室			和8 DK6.9				
一般 334	須磨小寺 (平成24年度)	須磨区小寺町3丁目1番	12階建 1号棟	○	○	38m ² 1DK	21,800 ~ 32,400	(24) 倍		
		JR「鷹取」駅 徒歩10分	9階 906号室			和6 DK7.2				
3人以上	一般 335	松風 (昭和58年度) 🚗🚗	須磨区松風町3丁目1番	12階建 3号棟	スキップ ○	○	64m ² 3DK	36,000 ~ 53,500	(19) 倍	
JR「須磨海浜公園」駅 徒歩6分	10階 1006号室	非停止	和6,6 洋4 DK8.5							

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

🚊 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

垂水区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				号棟			間取り			
				階数			畳 数			
1 人 以 上	一般 336	東多聞	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 37号棟	○	○	50m ² 3DK	23,500	(2) 倍	募集再開住宅
		(昭和52年度)	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」 徒歩4分	11階 1113号室			和6.4 洋3 DK6.7	~ 35,100		
	一般 337	東多聞	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 38号棟	○	○	50m ² 3DK	23,500	(7) 倍	
		(昭和52年度)	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」 徒歩5分	9階 903号室			和6.4 洋3 DK6.7	~ 35,100		
	一般 338	東高丸	垂水区東垂水1丁目1番	5階建 3号棟	○	○	51m ² 3DK	24,800	(-) 倍	
		(昭和53年度)	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩12分	2階 203号室			和6.4 洋3.5 DK7.5	~ 37,000		
	一般 339	多聞台中央	垂水区多聞台4丁目12番10	8階建 1号棟	○	○	41m ² 1DK	22,000	(5) 倍	
		(平成22年度)	地下鉄「学園都市」駅より、バス約15分「多聞団地センター」 徒歩2分	5階 512号室			和6 DK9.4	~ 32,800		
	一般 340	多聞台中央	垂水区多聞台4丁目12番10	8階建 1号棟	○	○	42m ² 1DK	22,300	(5) 倍	
(平成22年度)		地下鉄「学園都市」駅より、バス約15分「多聞団地センター」 徒歩2分	6階 611号室	和6 DK9.5			~ 33,200			
一般 341	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2300番地の1	9階建 2号棟	○	○	51m ² 2DK	26,100	(4) 倍		
	(平成 8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」 徒歩4分	5階 504号室			和6 洋4.5 DK6.7	~ 38,900			
一般 342	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2292番地10	15階建 3号棟	○	○	51m ² 2DK	25,900	(4) 倍		
	(平成 8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」 徒歩4分	9階 907号室			和6 洋5 DK6.9	~ 38,600			
一般 343	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2292番地10	15階建 3号棟	○	○	51m ² 2DK	25,900	(4) 倍		
	(平成 8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」 徒歩4分	10階 1004号室			和6 洋5 DK6.9	~ 38,600			

❗ 団地内は坂道が多くなっております

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

垂水区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建 号棟	エレ ベータ	風呂	面積(m ²) 間取り	月額家賃 (円)	過去 倍率	備考欄
				階数 号室			畳数			
2 人 以 上	一般 344	北舞子第二 (昭和63年度)	垂水区舞子台8丁目14番	4階建 11号棟	×	○	60m ² 3DK	31,500 ~ 46,900	(0) 倍	
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子小学校前」徒歩5分	3階 302号室			和6.6 洋4.5 DK6.4			
	一般 345	北舞子第二 (昭和63年度)	垂水区舞子台8丁目14番	5階建 14号棟	×	○	60m ² 3DK	31,500 ~ 46,900	(0) 倍	
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子小学校前」徒歩5分	3階 303号室			和6.6 洋4.5 DK6.4			
一般 346	舞子山手 (平成7年度)	垂水区本多間7丁目2番 	垂水区本多間7丁目2番	14階建 1号棟	○	○	58m ² 3DK	29,800 ~ 44,300	(-) 倍	
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」徒歩2分	6階 618号室			和4.5.6 洋4 DK8			
一般 347	舞子山手 (平成7年度)	垂水区本多間7丁目2番 	垂水区本多間7丁目2番	14階建 1号棟	○	○	58m ² 3DK	29,800 ~ 44,300	(-) 倍	
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」徒歩2分	8階 819号室			和4.5.6 洋4 DK8			
3 人 以 上	一般 348	星が丘 (昭和62年度)	垂水区星が丘2丁目1番48	4階建 3号棟	×	○	70m ² 3LDK	36,200 ~ 53,900	(-) 倍	
			JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分「細道下」徒歩2分	3階 305号室			和6.6 洋5 LDK11.7			
一般 349	舞子山手 (平成7年度)	垂水区本多間7丁目2番 	垂水区本多間7丁目2番	14階建 1号棟	○	○	68m ² 4DK	35,300 ~ 52,500	(-) 倍	
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」徒歩2分	4階 412号室			和4.5.6 洋4.4.6 DK8.4			
4 人 以 上	一般 350	五色山 (平成4年度)	垂水区五色山5丁目2番	6階建 2号棟	○	○	77m ² 4DK	44,000 ~ 65,500	(-) 倍	
			山陽電鉄「霞ヶ丘」駅 徒歩2分	6階 610号室			和6.6 洋6.3.6.3 DK9.5			

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

北区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1 人 以 上	一般 351	有野第二 (平成7年度)	北区有野中町2丁目7番5 神戸電鉄「岡場」駅 徒歩8分	3階建 1号棟	○	○	46m ² 2DK	22,800	(-) 倍	
				2階 202号室			和6 洋6 DK7.6	~ 34,000		
	一般 352	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟	○	○	50m ² 2DK	25,700	(-) 倍	
				3階 325号室			和5.2 洋6.8 DK7.7	~ 38,300		
	一般 353	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟	○	○	40m ² 2K	20,600	(-) 倍	
				3階 329号室			和5.1 洋6.9 K3.4	~ 30,800		
一般 354	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟	○	○	40m ² 2K	20,600	(-) 倍		
			5階 529号室			和5.1 洋6.9 K3.4	~ 30,800			
一般 355	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟	○	○	40m ² 2K	20,600	(-) 倍	募集再開住宅	
			6階 601号室			和5.1 洋6.9 K3.4	~ 30,800			
一般 356	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟	○	○	40m ² 2K	20,600	(-) 倍	募集再開住宅	
			7階 728号室			和5.1 洋6.9 K3.4	~ 30,800			
2 人 以 上	一般 357	西大池第二 (平成4年度)	北区西大池2丁目9番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	14階建 201号棟	○	○	65m ² 3DK	30,400	(2) 倍	
				12階 1205号室			和6.6 洋4.7 DK9.2	~ 45,300		
一般 358	鹿の子台南 (平成7年度) 🚗🚗	北区鹿の子台南町1丁目1番 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」 徒歩1分	5階建 3号棟	○	○	61m ² 3DK	29,500	(2) 倍		
						1階 101号室	和6.6 洋4.7 DK9.3			~ 43,900

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

🐾 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

西区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1人以上	一般 359	玉津東 (昭和50年度)	西区玉津町新方245番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約7分「玉津東団地前」徒歩1分	5階建 4号棟	×	○	46m ² 3DK	18,800 ~ 28,000	(-) 倍	地域改善向住宅
				4階 405号室			和6.4.5 洋4 DK6.1			
2人以上	一般 360	養田 (昭和62年度)	西区押部谷町養田字山腰632番地11 地下鉄「西神中央」駅 徒歩20分	3階建 1号棟	×	○	57m ² 3DK	24,100 ~ 35,900	(-) 倍	
				3階 303号室			和6.6 洋4.5 DK7.1			
1人以上	一般 361	押部谷第二 (平成5年度)	西区押部谷町西盛566番地の42 神戸電鉄「押部谷」駅 徒歩8分	3階建 1号棟	×	○	64m ² 3DK	26,600 ~ 39,700	(-) 倍	
				1階 104号室			和6.6 洋4.2 DK10.8			
1人以上	一般 362	西神井吹台 (平成8年度)	西区井吹台西町1丁目7番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	14階建 8号棟	○	○	60m ² 3DK	32,400 ~ 48,200	(19) 倍	
				7階 704号室			和6.4.5 洋4.9 DK8.1			

☐ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます
 地域改善向住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

特定目的住宅の申込資格

以下の条件は、全て「共通の申込資格」(2・3ページ)に加えて必要な資格・条件です。

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
1	<p>シルバーハイツ</p> <p>※高齢者の方が自立して安全かつ快適な生活を営めるよう、緊急通報システムによる緊急時の対応など、一定のサービスが受けられる住宅。</p>	<p>(単身向)</p> <p>65歳以上の方で、一人で入居し、今後も同居予定の親族がいないこと。</p> <p>(世帯向)</p> <p>65歳以上の方と、その3親等内の親族で、次のいずれかに該当する方のみからなる世帯。</p> <p>①配偶者(内縁、婚約者を含む)(年齢は問いません)</p> <p>②中度以上の障害者等(難病患者を含む)(年齢は問いません)</p> <p>③65歳以上の方</p>	54
2	<p>コレクティブハウジング</p> <p>※日常生活において、自然なかたちで人と人が触れ合うことができる共同居住型住宅。独立した住戸に、他の入居者との団らんや共同での炊事や一緒に食事ができる共同のスペース(食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅。</p>	<p>コレクティブハウジングの趣旨を理解し、円滑な共同生活を営むことができるとともに、共同居住するための規則や共同生活のルールを守れる方。</p>	57



番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
3	<p>高齢者世帯向住宅</p> <p>※高齢者の世帯を対象として募集を行う住宅。 トイレ・浴室に手すりを設置し、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドル化。 緊急通報システムの設置はありません。</p>	<p>65歳以上の方と、その3親等内の親族からなる世帯。</p>	58
4	<p>母子・父子世帯向住宅</p>	<p>配偶者のいない方で、現在20歳未満の子を扶養している世帯。 ※ 離婚予定の方はお申込みできません。</p>	59
5	<p>障害者世帯向住宅</p> <p>※トイレ・浴室に手すりを設置して、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドルにした住宅。 住宅内は段差がありません。</p>	<p>次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可)</p> <p>①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯。 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方がいる世帯。 ③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がA又はB1判定の方がいる世帯。 ④その他(戦傷病者、難病患者)</p>	60

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
6	<p>車椅子常用者世帯向住宅</p> <p>※車椅子常用者と健常者の方が同居されることを想定して建設された住宅。</p> <p>※車椅子常用者の方が単身で入居される場合には、押入れの中棚・天袋・洋室窓・台所吊戸棚など使用しにくい場合があります。一部の住宅は、台所に接する和室の床及び浴槽の周囲が、床より40cmほど高くなっています。</p> <p>※便所・風呂の手すりの形状や位置は、住宅によって多少異なる場合があります。</p> <p>神戸市のホームページで写真等を閲覧できるとともに、詳細は事前に市営住宅募集係や各管理センターでご確認いただけます。</p> <p>※車椅子専用駐車場1区画が無料で使用できます。</p>	<p>車椅子を自力で常用していて、次のいずれかに該当する方がいる世帯。</p> <p>(単身世帯も可)</p> <p>①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方。</p> <p>②その他(戦傷病者)</p> <p>※入居後、車椅子常用者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。</p> <p>(引越しの費用は入居者の負担になります)</p>	61



番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
7	<p>身体障害者世帯向住宅</p> <p>※玄関扉・風呂・トイレ等室内は一般住宅と同一仕様のため、車椅子を使用される方は、介護者が必要となる場合があります。</p> <p>※キックプレート（廊下・DK・洋室の床の高さ30cm程度の補強板）が設置されています。</p> <p>※車椅子専用駐車場は、完備されていません。</p>	<p>次のいずれかに該当する方がいる世帯。 （単身世帯も可）</p> <p>①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯。</p> <p>②その他(戦傷病者)</p> <p>※入居後、身体障害者1級から4級の方もしくは戦傷病者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。</p> <p>（引越しの費用は、入居者の負担になります）</p> <p><抽選番号の付与について></p> <p>※身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級又は2級の方がいる世帯は、抽選番号を2個付与します。</p>	62
8	<p>若年・子育て世帯向住宅</p> <p>※入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加していただきたい住宅。</p>	<p>次のいずれかの世帯に該当し、入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加できること。</p> <p>① 申込時に義務教育就学年齢（中学生）以下の子(平成 19 年 4 月 2 日以後に生まれた方)と同居していること。</p> <p>②夫婦(内縁、婚約者を含む)の合計年齢が70歳以下の世帯。</p> <p>※入居に際し、若年・子育て世帯向住宅の入居者である旨を自治会等に通知することに同意していただきます。</p>	63

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
9	<p>子育て世帯向期限付き入居住宅</p> <p>※子育て世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。 <u>期間の満了日までに住宅を明け渡していただきます。</u></p>	<p>申込時に義務教育就学年齢（中学生）以下の子(平成19年4月2日以後に生まれた方)と同居していること。</p> <p>なお、入居許可期間は、「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。</p> <p>(引越しの費用は入居者の負担になります)</p>	64
10	<p>多子世帯向住宅</p>	<p>申込時に18歳未満の子(平成17年2月9日以後に生まれた方)が、3人以上同居していること。</p>	今回募集はありません
11	<p>ペット飼育可能住宅</p> <p>※ペットを適切に飼育し、他人に迷惑をかけず、ペットと共に楽しい共同生活を営むことを目的とした住宅。</p> <p>(従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペットを精神的な支えとして生活されている方を対象に、ペット飼育可能な住宅を募集しています)</p>	<p>現在ペットを飼育し、入居後も飼い続けること。</p> <p>(注1) ペットを飼っていない方の申込みはできません。</p> <p>(注2) 入居前に、ペット飼育についての確認書類を提出していただきます。</p> <p>※飼育するペットの全身写真のほか、動物ごとに必要書類が異なります。</p> <p>(50ページ参照)</p>	65

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
12	<p>多世代近居住宅</p> <p>※親世帯と子世帯が同一住宅内にある高齢者世帯向住宅あるいは障害者世帯向住宅と若年子育て世帯向住宅の2戸を1組として入居できる住宅。</p> <p>※入居後、入居者又はその同居者の死亡、転出等の理由により親世帯あるいは子世帯がいなくなった場合は、<u>多世代近居住宅を各特定目的住宅（高齢者世帯向住宅、障害者世帯向住宅、若年子育て世帯向住宅）として使用していただきます。</u></p>	<p>親世帯とその子世帯とで構成されている2世帯のうち、どちらかの世帯が神戸市内に居住しているか在勤しており、次の条件をいずれも満たしていること。</p> <p>(親世帯の条件) 65歳以上の方と、3親等内の親族からなる世帯。又は65歳以上の方の単身世帯。</p> <p>(子世帯の条件) 親世帯からみた3親等内の親族の方と、その方からみた3親等内の親族からなる2人以上の世帯。</p> <p>※既に同居している世帯の申込みは不可。 ※親族は、内縁又は婚約者の親族も含む。</p>	今回募集はありません



※ペット飼育可能住宅について

飼育基準	
飼育可能動物	犬（小型犬）、猫、小動物（うさぎ、モルモット、フェレット等）
飼育可能頭数	1住宅につきいずれか1匹
必要書類（当選時）	①ペット飼育申請書 ②ペットの全身写真
その他の条件	※当選時には、上記とあわせて証明書類の提出が必要です。
<p>【犬に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成犬時の体重が概ね10kg以下であること 狂犬病予防注射を受けていること 他の感染症の予防接種を受けていること 	<p>【猫に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避妊去勢の手術を受けていること 感染症の予防接種を受けていること
※小動物（りす、ハムスター）、小鳥、魚類については一般住宅で飼育可能なため、ペット飼育可能住宅の対象外とする。	

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
13	<p>一般世帯向期限付き 入居住宅</p> <p>※一般世帯を対象とした、 入居期間に限りのある 住宅。</p> <p><u>期間の満了日までに住 宅を明け渡していただ きます。</u></p>	<p>世帯全員が50歳未満であること。ただし、 特に居住の安定を図る必要のある次のい ずれかに該当する方がいる世帯は<u>申込みで できません。</u></p> <p>①身体障害福祉法の規定により、身体障害 者手帳の交付を受けており、その障害が 1級から4級の方</p> <p>②精神保健及び精神障害者福祉法に関する 法律の規定により、精神障害者保健福祉 手帳の交付を受けており、その障害が1 級から3級の方</p> <p>③知的障害者福祉法の規定により、療育手 帳の交付を受けており、その障害がAか らB2判定の方</p> <p>④DV（配偶者等からの暴力）被害者</p> <p>⑤生活保護受給者</p> <p>⑥その他（戦傷病者、原子爆弾被害者、海 外からの引揚者、ハンセン病療養所入所 者、難病患者等）</p> <p>（引越しの費用は入居者の負担になります）</p>	66

募集住宅一覧

特定目的住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは19ページをご覧ください。

エレベータ …… ○ 有り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風呂 …… 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

過去倍率 …… 過去3年以内に募集があった住宅の倍率です。倍率欄で(ー)倍と表示されているのは、令和元年以降に募集のなかった住宅、(0)倍は申込みのなかった住宅です。

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和5年6月1日から1ヶ月となります。

間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。

神戸市営住宅一覧 検索



【シルバーハイツ】(単身向)

☆申込資格については、45ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階 建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				号 棟			間 取 り			
				階 数	畳 数					
単身向	特目801	シルバーハイツ 六甲アイランド (平成4年度)	東灘区向洋町中3丁目1番地の2	14階建 1号棟	○	○	40m ² 1DK	24,000	(24) 倍	募集再開住宅
			六甲ライナー「アイランドセンター」駅 徒歩8分	9階 914号室			和6 DK6.7	35,800		
	特目802	シルバーハイツ 大石東 (平成6年度) 🚗🚗	灘区大石東町1丁目2番1	10階建 1号棟	○	○	43m ² 1DK	26,100	(94) 倍	募集再開住宅
			阪神「新在家」駅 徒歩3分	4階 411号室			和6 DK10.8	38,900		
	特目803	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 🚗	灘区摩耶海岸通2丁目3番	9階建 9号棟	○	○	44m ² 1DK	27,600	(45) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩9分	4階 415号室			和6 DK9	41,100		
	特目804	シルバーハイツ 日暮 (平成4年度)	中央区日暮通5丁目5番8	6階建 1号棟	○	○	45m ² 1DK	27,000	(120) 倍	
			阪急「春日野道」駅 徒歩8分	6階 602号室			和6 DK9	40,200		
特目805	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度) 🚗	中央区脇浜海岸通3丁目2番	9階建 6号棟	○	○	40m ² 1DK	25,500	(133) 倍		
		阪神「春日野道」駅 徒歩6分	7階 707号室			和6 DK7.5	38,000			
特目806	シルバーハイツ 松風 (平成6年度) 🚗	須磨区松風町4丁目1番19号	6階建 1号棟	○	○	44m ² 1DK	26,000	(69) 倍		
		JR「須磨海浜公園」駅 徒歩1分	3階 302号室			和6 DK8.1	38,800			
特目807	シルバーハイツ 松風第二 (平成7年度) 🚗🚗	須磨区松風町3丁目6番5	7階建 1号棟	○	○	45m ² 1DK	26,600	(24) 倍		
		JR「須磨海浜公園」駅 徒歩5分	1階 107号室			和6 DK8.1	39,600			
特目808	舞子山手 (平成7年度) 🚗🚗	垂水区本多間7丁目2番	10階建 2号棟	○	○	39m ² 1DK	20,300	(3) 倍		
		JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」 徒歩2分	3階 309号室			和6 DK8.4	30,200			

🚗 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

🚗 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

【シルバーハイツ】(単身向)

☆申込資格については、45ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
単身向	特目809	舞子山手 (平成7年度) 🚗🚗	垂水区本多間7丁目2番	10階建 2号棟	○	○	39m ² 1DK	20,300	(0) 倍	募集再開住宅
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」徒歩2分	3階 312号室			和6 DK8.4	~ 30,200		
	特目810	舞子山手 (平成7年度) 🚗🚗	垂水区本多間7丁目2番	10階建 2号棟	○	○	39m ² 1DK	20,300	(0) 倍	募集再開住宅
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」徒歩2分	4階 408号室			和6 DK8.4	~ 30,200		
	特目811	ベルデ名谷 (平成8年度) ⚠️	垂水区名谷町字高曽2300番地の1	8階建 1号棟	○	○	40m ² 1DK	20,400	(2) 倍	
			地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	1階 112号室			和6 DK7.1	~ 30,400		
特目812	ベルデ名谷 (平成8年度) ⚠️	垂水区名谷町字高曽2300番地の1	8階建 1号棟	○	○	40m ² 1DK	20,400	(0) 倍	募集再開住宅	
		地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	1階 115号室			和6 DK7.1	~ 30,400			
特目813	ベルデ名谷 (平成8年度) ⚠️	垂水区名谷町字高曽2300番地の1	8階建 1号棟	○	○	40m ² 1DK	20,400	(2) 倍		
		地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	5階 512号室			和6 DK7.1	~ 30,400			
特目814	ベルデ玉津 (平成8年度) 🐶	西区玉津町新方521番地の1	7階建 1号棟	○	○	40m ² 1DK	18,800	(3) 倍		
		JR「明石」駅より、神姫バス約10分「ベルデ玉津前」徒歩1分	6階 605号室			和6 DK7	~ 27,900			

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

🏭 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

⚠️ 団地内は坂道が多くなっております

🐶 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

【シルバーハイツ】(世帯向)

☆申込資格については、45ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
世帯向	特目 815	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 🚗	灘区摩耶海岸通2丁目3番	9階建	○	○	59m ²	36,400 ~ 54,200	(23) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩9分	9号棟			2DK			
	特目 816	シルバーハイツ 筒井 (平成7年度)	中央区筒井町1丁目1番1	14階建	○	○	50m ²	30,600 ~ 45,600	(10) 倍	
			阪急「春日野道」駅 徒歩8分	1号棟			2DK			
	特目 817	ベルデ名谷 (平成8年度) ⚠️	垂水区名谷町字高曾2300番地の1	8階建	○	○	50m ²	25,800 ~ 38,500	(2) 倍	
			地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」 徒歩4分	1号棟			2DK			
				8階			和6 洋5 DK7.4			
				807号室			和6 洋4.5 DK6.7			

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

⚠️ 団地内は坂道が多くなっております

【コレクティブハウジング】(世帯向)

☆申込資格については、45ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建 号棟	エレ ベータ	風呂	面積(m ²) 間取り	月額家賃 (円)	過去 倍率	備考欄
				階数 号室			畳数			
世帯向	特目 818	真野ふれあい (平成8年度) 	長田区浜添通3丁目1番5	3階建 1号棟	○	○	49m ² 2DK	27,200 ~ 40,400	(2) 倍	
			地下鉄「苅藻」駅 徒歩4分	2階 201号室			和6 洋4.5 DK6			

 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

☆コレクティブハウジングとは、市営住宅の入居者(特に高齢者や単身の方々)が孤独に陥ることのないよう日常生活において、自然なかたちで人と人が触れ合うことのできる共同居住型住宅をいいます。

この住宅は、個人のプライバシーを確保できるそれぞれが独立した住宅と、他の入居者の人達との団らんや共同で炊事を行い、一緒に食事のできる共同のスペース(食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅です。

申込に際し了承いただく事項

- ① 共同のスペースで利用するテーブル、椅子、電化製品、什器等の備品類は、入居者の皆さんで購入していただきます。
- ② 共同スペースは入居者全員が利用するためのものです。ここで必要な光熱水費やエレベータ等の電気料金等は、入居者全員で負担していただきます。
(月額4,000~6,000円程度の見込み)
- ③ 共同スペースの清掃や簡単な修繕費等は、入居者の方で実施していただきます。

☆入居者の方の安全面を考慮し、電磁調理器(IH)、電気温水器を採用している為、ガス器具は使用できません。

【高齢者世帯向住宅】(1人以上・世帯向)

☆申込資格については、46ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1人以上	特目 819	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	11階建	○	○	39m ²	18,800 ~ 28,000	(8) 倍	
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	2号棟			和6,4			
世帯向	特目 820	西神南 (平成6年度)	西区井吹台西町1丁目2番地	14階建	○	○	69m ²	36,800 ~ 54,800	(-) 倍	
			地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	3号棟			和6,6 洋6,4			
				2階			DK9.6			
				207号室						

 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

【母子・父子世帯向け住宅】(2人以上)

☆申込資格については、46ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
2人以上	特目821	岩屋北 (昭和50年度)	灘区岩屋北町2丁目4番20	5階建 2号棟	○	○	46m ² 3DK	25,800	(7) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩6分	4階 408号室			和6,4 洋3.5 DK6	~ 38,400		
	特目822	浜中 (昭和53年度)	兵庫区浜中町1丁目17番11	12階建 1号棟	○	○	47m ² 3DK	23,300	(-) 倍	
			地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	10階 1002号室			和6,4 洋3 DK6	~ 34,800		
特目823	浜中 (昭和53年度)	兵庫区浜中町1丁目17番11	12階建 1号棟	○	○	47m ² 3DK	23,300	(-) 倍		
		地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	11階 1103号室			和6,4 洋3 DK6	~ 34,800			
特目824	東多聞 (昭和53年度)	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 36号棟	○	○	47m ² 3DK	22,500	(2) 倍		
	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」 徒歩2分	8階 811号室	和6,4 洋3 DK6.2			~ 33,500				

【障害者世帯向住宅】

☆申込資格については、46ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建 号棟 階数 号室	エレ ベータ	風呂	面積(m ²) 間取り 畳数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備考欄
神戸電鉄「湊川」駅 徒歩10分	1階 102号室	和6,4 洋3.5 DK7.3	38,300							
特目 826	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	11階建 2号棟	○	○	39m ² 2DK	18,800	(5) 倍		
		神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	2階 204号室			和6,4 DK8.1	28,000			
特目 827	真野 (昭和61年度)	長田区苅藻通4丁目2番34	9階建 2号棟	○	○	58m ² 3DK	30,600	(-) 倍		
		地下鉄「苅藻」駅 徒歩4分	2階 203号室			和6,4.5 洋4.5 DK9.1	45,500			
特目 828	西神南 (平成6年度)	西神南 西区井吹台西町1丁目2番地	14階建 2号棟	○	○	69m ² 3DK	36,800	(15) 倍		
			地下鉄「西神南」駅 徒歩7分			2階 206号室	和6,6 洋6.4 DK9.6			54,800

☐ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

【車椅子常用者世帯向住宅】

☆申込資格については、47ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄	
				号棟			間取り				
				階数			畳数				
世帯制限なし	特目 829	西大池第四	北区西大池2丁目6番	7階建	○	○	64m ²	31,300	(0)		
		(平成13年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩14分	208号棟			和6 洋5.2,5.1				
				1階			DK8.6	46,600	倍		
				107号室							

【身体障害者世帯向住宅】

☆申込資格については、48ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
世帯制限なし	特目 830	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩7分	14階建	○	○	49m ²	30,300 ～ 45,100	(27) 倍	
				4号棟			2DK			
				3階			和6 洋4.5			
				319号室			DK7.5			

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

【若年・子育て世帯向住宅】(2人以上・3人以上)

☆申込資格については、48ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄	
				号棟 階数 号室			間取り 畳数				
2人以上	特目831	港島 (昭和54年度) ☑	中央区港島中町2丁目4番地の1	14階建 72号棟	○	○	55m ² 3SDK	31,100	(4) 倍		
			ポトライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	7階 703号室			和6.6 洋3 S2 DK7.2	~ 46,400			
	特目832	北舞子第四 (平成7年度)	垂水区北舞子2丁目6番	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子台3」 徒歩7分	10階建 2号棟	○	○	50m ² 2DK	27,700	(1) 倍	
特目833	玉津西 (昭和61年度)	西区玉津町上池34番地1	JR「明石」駅より、神姫バス約7分「玉津南公民館前」 徒歩3分	3階建 9号棟	×			○	58m ² 3DK		
3人以上	特目834	リバーサイド玉津南 (平成17年度)	西区玉津町上池278番地	JR「明石」駅より、神姫バス約5分「明石市民病院口・二越橋」 徒歩5分		4階建 2号棟	○		○	65m ² 3DK	31,000
					3階 304号室	和6.6 洋5 DK8.2		~ 46,100			

☑ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

地域改善向住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

【子育て世帯向期限付き入居住宅】(2人以上・4人以上)

☆申込資格については、49ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(㎡)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
2人以上	特目835	青木南 (昭和54年度) 🚗🚗	東灘区青木6丁目8番38 阪神「青木」駅 徒歩1分	14階建 1号棟	○	○	52㎡ 3SDK	30,800 ~ 45,900	(-) 倍	
				10階 1012号室			和6.6 洋3 S2 DK6.9			
以上	特目836	港島 (昭和54年度) 🚗	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポータルイナ「北埠頭」駅 徒歩2分	8階建 73号棟	○	○	55㎡ 3SDK	31,100 ~ 46,400	(1) 倍	
				6階 611号室			和6.6 洋3 S2 DK7.2			
4人以上	特目837	新在家南 (平成6年度) 🚗🚗	灘区新在家南町1丁目1番4 阪神「新在家」駅 徒歩6分	13階建 2号棟	○	○	69㎡ 3DK	42,000 ~ 62,500	(0) 倍	
				7階 709号室			和6.6 洋3.9 DK12.2			

🚗 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

📺 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

🏭 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

☆子育て世帯向期限付き入居住宅は、入居期限に限りのある住宅です。期間の満了日までに住宅を明け渡していただくこととなります。その際、代替住宅の提供や引越費用の負担はいたしません。

入居期間は「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。

期間の満了日において満18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの間の子と同居しており、一定の要件を満たしている場合、改めて期間を限った入居許可を受けることにより、引き続き居住することができます。

この場合の入居期間は「1年間」又は「同居している子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。

なお、この事情が存続している間は、毎年、手続きを繰り返すことにより引き続き居住することができます。

入居中に、他の神戸市営住宅への申し込みができます。

【ペット飼育可能住宅】(2人以上)

☆申込資格については、49ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
2人以上	特目 838	鹿の子台南 (平成7年度)  	北区鹿の子台南町1丁目1番 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	5階建	○	○	60m ²	29,100 ~ 43,400	(1) 倍	
				1号棟			和6洋5.8			
				4階			DK9.6			
				403号室						

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

☆ペット飼育可能住宅とは、従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペットを精神的な支えとして生活されている方を対象に、ペット飼育可能な住宅の募集を試験的に行なっているものです。

【一般世帯向期限付き入居住宅】(2人以上)

☆申込資格については、51ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数	畳数					
2 人 以 上	特目 839	魚崎南第二	東灘区魚崎南町2丁目9番	4階建	×	○	60m ²	33,500 ~ 49,800	(1) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
		(昭和60年度)	阪神「青木」駅 徒歩11分	3号棟			3DK			
					4階			和6.6 洋4.5		
					403号室			DK6.8		
	特目 840	横尾	須磨区横尾1丁目12番地1	5階建	×	○	57m ²	29,900 ~ 44,500	(-) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
(昭和56年度)		地下鉄「妙法寺」駅 徒歩3分	15号棟	3DK						
				3階			和6.6 洋4			
				303号室			DK7.1			
	特目 841	西落合	須磨区西落合4丁目1番	5階建	×	○	57m ²	29,900 ~ 44,500	(-) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
(昭和58年度)		地下鉄「名谷」駅より、市バス約3分「神戸医療センター前」 徒歩2分	222号棟	3DK						
				4階			和6.6 洋4.5			
				402号室			DK7.1			
	特目 842	王居殿第四	垂水区王居殿3丁目3番	5階建	×	○	58m ²	27,800 ~ 41,400	(-) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
(昭和59年度)		山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩6分	1号棟	3DK						
				4階			和6.6 洋4.5			
				404号室			DK6.9			
	特目 843	南多聞	垂水区南多聞台3丁目7番10	5階建	×	○	60m ²	29,000 ~ 43,200	(-) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
(昭和58年度)		JR「舞子」駅より、市・山陽バス約14分「西岡橋」 徒歩3分	2号棟	3DK						
				4階			和6.4.5 洋6			
				406号室			DK6.3			

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

⚠️ 団地内は坂道が多くなっております

📺 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

ポイント方式のご案内

令和5年2月8日(水)現在の家族構成でお申込みください。

(申込時点と入居時点で世帯構成が異なる方はお申込みできません。)

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。間違いのないよう正確にご記入ください。

お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができませんのでご注意ください。

抽選会の前に、1次審査通過者は必ず書類審査を受けていただきますが、必ずしも入居できるものではありません。ご理解のうえお申込みください。

ポイント方式とは

申込者の住宅困窮度を「収入・家賃の状況」「住宅の環境」「世帯の状況」等の項目(73ページ)ごとに点数化し、総合点の高い申込者で、抽選する方式です。住宅困窮度を適切に把握するために、さまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

「ポイント方式」は、「一般住宅」「特定目的住宅」とは別枠で受付をしています。「一般住宅」「特定目的住宅」も、それぞれの資格があれば、白色の入居申込書により、あわせてお申込みができます。

※ お申込みにあたっての申込資格は2・3ページをご確認ください。

また、現在公営住宅(県営・市営)に入居されている方は、別途申込資格(4・5ページ)が必要です。

※ 現在公営住宅に入居している方や、生活保護受給中の方は、点数が低くなると思われますので73ページの配点表をご確認のうえ、お申込みください。

表紙次ページ緑色の「ポイント方式申込書」に、(表・裏面とも)もれがないように記入のうえ、必ず結果通知用63円切手を申込書に貼付し、申込専用封筒(一般・特定目的・ポイント方式共通)で郵送してください。

ポイント方式申込書の書き方

【 表 面 】 お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。

(1) 申込番号（ポイント方式住宅「P-1～P-100」までの番号を必ず記入してください）

ポイント方式住宅一覧の82ページから94ページまでの希望する住宅を選び、ポイント方式住宅申込番号欄に申込番号を記入してください。

※お申込み後の申込番号の変更は認められません。

(2) 申 込 者

- ① 「神戸市内に住んでいますか」・「神戸市内に勤めていますか」には必ず『1. はい』『2. いいえ』のいずれかに○印を付けてください。
- ② 「申込者氏名」を記入してください。現住所欄には、郵便番号・電話番号・携帯番号・現住所〔号棟・号室・（様方）・建物名まで〕を記入してください。
- ③ 勤務先名称については、〇〇会社△△営業所など具体的に記入してください。
- ④ 送付先住所は、**現住所以外の場所に送付をご希望の方のみ**記入してください。

(3) 入居しようとする方

令和5年2月8日（水）現在の家族構成でお申込みください。

- ① 入居しようとする方全員の、氏名・フリガナ・性別・続柄・生年月日・年齢等を記入してください。記入漏れ等がある場合、申込書を受理できませんのでご注意ください。
- ② 結婚予定で申し込まれる方は、婚約者の氏名・フリガナ・性別・続柄（「婚約者」と記入してください。）・生年月日・年齢も必ず記入してください。
※お申込み後にご家族の追加・変更は認められません。

(4) 手帳の種類（等級）

入居しようとする方が障害をお持ちの場合は、あてはまる等級に○印を付けてください。日常的に車椅子を使用している方については、[車椅子常用]有に○印を付けてください。

(5) 控除の種類 ※いずれかにあてはまる方は、該当する箇所に○印を付けてください。

- * 老人扶養 「扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方」
- * 特別扶養 「16歳以上23歳未満の扶養親族」
- * 特別障害 ・身体障害者手帳1級又は2級
・療育手帳A
・精神障害者保健福祉手帳1級
・戦傷病者手帳の重度障害者等
- * 普通障害 「上記以外の障害者(療育)手帳をお持ちの方等」
(障害の程度は11ページの控除額一覧表より「5.障害者」をご参照ください。)
- * 寡婦・ひとり親 (11ページの控除額一覧表より「6.寡婦」「7.ひとり親」をご参照ください。)

(6) 申込世帯の収入の有無

申込者又は入居しようとする方の収入の有無について、1・2のいずれかに○印を付けてください。記入がない場合は、配点されません。

(7) 収入・所得

収入又は所得のある方は、表面の「収入分類」の番号を記入し、「給与収入」「年金収入」「事業収入」「その他収入」の該当する収入金額(事業収入は所得額)を記入してください。※必ず、1年間の金額を記入してください。(76ページ参照)

※申込本人以外の方(家族又は婚約者など)で収入のある場合は、本人と同様に記入してください。ただし、当該住宅の入居日までに退職又は廃業される場合は、「退職(廃業)予定」と記入してください。その場合は、収入には含みません。「退職(廃業)予定」の記入がない場合は、収入に含みます。生活保護を受給されている方は「生活保護」と記入して下さい。また間違って記入された場合は、失格になる場合がありますのでご注意ください。

ポイント方式申込書

※裏面も必ず記入してください

(あて先)
神戸市長

申込者氏名

神戸 三郎

次の入居申込案内書記載の事項を了承のうえ、以下のとおり申込みます。

なお、この内容について神戸市又は(一財)神戸住環境整備公社が必要に応じて調査確認することに同意し協力します。

※この申込書に虚偽や事実と異なる事項が記入されている場合は、申込みを無効とされても異議を申し立てしません。

ポイント方式住宅
申込番号
P - 100

いずれかに必ず○印を付けてください	神戸市内に住んでいますか	<input checked="" type="radio"/> 1 はい	<input type="radio"/> 2 いいえ
郵便番号 6 5 3 - 0 0 4 2	電話番号 0 7 8 - 6 4 7 - 9 8 0 4		
携帯番号 0 8 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8			
現住所	神戸市長田区二葉町5丁目1-32 ○○住宅○○号室 (様方)		
現在住居種別	<input checked="" type="radio"/> 1. 民間借家 2. 公社・UR 3. 市営住宅 4. 県営住宅 5. 持家(親族の持家も含む) <input type="radio"/> 9. その他() 多世代の近居申込みですか(はい・いいえ)		
いずれかに必ず○印を付けてください	神戸市内に勤めていますか	<input checked="" type="radio"/> 1 はい	<input type="radio"/> 2 いいえ
勤務先名称	住宅建設(株)	勤務先電話番号	0 7 8 - 6 4 7 - 9 6 2 5
勤務先所在地	神戸市中央区加納町6丁目5-1		
書類等送付先住所	郵便番号	- ※現住所以外の場所へ送付希望の場合は、ご記入ください。(様方)	

フリガナ 氏名	性別	続柄	続柄 コード	生年月日	年齢	手帳の種類(等級)				車椅子 常用
						身体障害者 手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	障害年金	
① 神戸 三郎	男	本人		T S H R 57・1・25	41	1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2	有 無
② 神戸 花子	女	妻		T S H R 60・12・8	37	1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2	有 無
③ 神戸 四郎	男	子		T S H R 21・2・15	13	1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2	有 無
④ 神戸 五郎	男	子		T S H R 23・1・20	12	1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2	有 無
⑤	男・女			T S H R ・		1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2	有 無
別居扶養	男・女			T S H R ・		1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2	有 無

次の事項に○印がない場合は配点されません。必ず○印を付けてください。

申込世帯の収入の有無 1. 収入あり 2. 収入なし

※収入金額欄は、収入分類番号と金額(年間)を記入してください。

控除の種類						収入金額(上記「収入分類」参照)				
老人扶養	特別扶養	特別障害	普通障害	妻	ひとり親	年間総収入金額(事業等の場合は総所得金額)(円)				
						課税収入		非課税収入		
収入種類						No.	金額(年間)	No.	金額(年間)	
有	有	有	有	有	有	給与収入	1	2,900,000		
有	有	有	有	有	有	年金収入				
有	有	有	有	有	有	事業収入				
有	有	有	有	有	有	その他収入				
有	有	有	有	有	有	給与収入			30	780,100
有	有	有	有	有	有	年金収入				
有	有	有	有	有	有	事業収入				
有	有	有	有	有	有	その他収入				
有	有	有	有	有	有	給与収入				
有	有	有	有	有	有	年金収入				
有	有	有	有	有	有	事業収入				
有	有	有	有	有	有	その他収入				

【裏面】 申込書の書き方（つづき）

No.1 困窮理由

1～10のうち、該当する番号にすべてに○印を付けてください。

No.2 暴力団員の有無・生活保護受給の有無

- ① 暴力団員の有無について、1・2のいずれかに○印を付けてください。
- ② 生活保護受給の有無について、1・2のいずれかに○印を付けてください。

No.3 お住まいの住宅の広さ（記入がない場合は、配点されません。）

住宅の広さは、賃貸借契約書等で確認のうえ記入してください。〔専有面積（㎡）です〕
わからなければ、貸主（大家さん）等に確かめて記入してください。

No.4 家賃月額

「家賃」については月額（共益費含む）を記入してください。（駐車場代は除く）

- ※ 家賃を支払っていること。
- ※ 第三者に支払っていること。（親族等への支払は原則不可）
- ※ 住宅ローンの支払金額は不可。（家賃ではないため）

No.5 落選回数

「落選回数」は、平成15年5月の定時募集からの落選回数を記入してください。
（平成23年5月の定時募集から特定目的住宅での落選は、落選回数には入りません。）
ただし、平成21年5月募集以降で当選又は補欠繰上となり、辞退もしくは棄権された方
については、落選回数の履歴が無くなり、一旦「0回」になりますのでご注意ください。

No.6 同意の有無

当選時点の情報で事前確認することについて、1・2のいずれかに○印を付けてください。
※ 同意の有無に係らず、2次審査時の書類提出は必要です。
※ 生活保護受給及び障害者手帳の交付に該当しない場合、○印は不要です。

No.7 住宅の環境

現在お住まいの住宅環境についての質問です。該当する番号に○印を付けてください。

No.8 該当する番号に○印を付けてください。

※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は「1.専用」（全て）になります。

No.9 枠内の該当する番号に○印を付けてください。

- ① 阪神・淡路大震災 被災者
 - ※ 2次審査時には、罹災証明書[全壊（全焼）・半壊（半焼）]と家屋の解体済、
又は解体予定の証明書が必要です。
 - ② 海外からの引揚者
 - ③ ハンセン病療養所入所者等
 - ④ 原子爆弾被爆者
 - ⑤ DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯
 - ⑥ 犯罪被害者世帯
 - ⑦ 中国残留邦人等世帯
 - ⑧ 難病患者世帯
- 2次審査時には所定の証明書類が必要です。

No.10 医療費の支払いについて

令和4年1月～12月までに医療機関へ支払った世帯全員の医療費合計を記入
してください。（ただし、高額医療費の申請・医療保険金、入院費給付金、療養費等の請求で
戻ってきた場合は、合計金額よりその額を引いて記入してください。）

- ※ ①医療費の領収書、②令和4年分の確定申告書の控（医療費控除記載欄）、
③医療保険者が発行する医療費通知のうちいずれかで証明できる方。

No. 1 住宅困窮理由(1~10)のうち該当する番号全てに○印を付けてください。

1	倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している
2	災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
3	他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4	住宅がないため、親族と別居している
5	部屋が狭い(1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積以下)
6	正当な立退き要求をうけているが、立退き先がない(自己の責めに帰す場合は除く)
7	通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8	収入と比較して家賃が高すぎる ※生活保護受給中の方は自己負担額(住宅扶助額の差額)がある方
9	婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている(入籍予定 月 日)
10	その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている (騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません) 理由:

No. 2 次の事項に必ず○印を付けてください。

申込本人又は同居しようとする者に暴力団員はいない	<input checked="" type="radio"/> 1	いない	2	いる
生活保護受給の有無	1	あり	<input checked="" type="radio"/> 2	なし

No. 3 お住まいの住宅の広さを記入してください。(賃貸借契約書等で確認ください)

住宅の広さ(専有面積)
64.5 m ²

No. 4 家賃月額(共益費を含む)を記入してください。(駐車場代は除く)

家賃月額
87,000 円

No. 5 平成15年5月「定時募集」以降の落選回数を記入してください。

落選回数
5 回

No. 6 同意の有無について、次のいずれかに必ず○印を付けてください。

私が当選した場合、記入した生活保護受給情報及び障害手帳の交付情報を、1次審査通過時点の情報で事前確認することについて	<input checked="" type="radio"/> 1	同意する	2	同意しない
--	------------------------------------	------	---	-------

No. 7 住宅の環境(1~5)のうち該当する番号に○印を付けてください。

<input checked="" type="radio"/> 1	昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している (所有者(家主)からの証明又は地方法務局発行の登記簿謄本で確認できること)
2	住宅、寄宿舎又は共同住宅でない(倉庫、事務所、工場に居住している)
3	正当な立退き要求を受けている(親族からの立退き、住宅ローン督促者は不可)
4	3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居している
5	住宅がないため、配偶者又は子と別居している(税法上の扶養を確認できる方)

No. 8 該当する番号に○印を付けてください。

風呂	<input checked="" type="radio"/> 1.	専用	2.	共同	3.	なし
便所	<input checked="" type="radio"/> 1.	専用	2.	共同	3.	なし
炊事場	<input checked="" type="radio"/> 1.	専用	2.	共同	3.	なし

No. 9 該当する番号に○印を付けてください。

<input checked="" type="radio"/> 1.	阪神・淡路大震災被災者 ・被災した場所について <input checked="" type="radio"/> 1 神戸市内で被災 (2) 神戸市外で被災 ・全壊(全焼)、半壊(半焼)の罹災証明と家屋の解体証明書又は解体予定であることを証する書類について <input checked="" type="radio"/> 1 提出できる (2) 提出できない		
2.	海外からの引揚者(※1)	3.	ハンセン病療養所入所者等(※2)
4.	原子爆弾被爆者(※3)	5.	DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯(※4)
6.	犯罪被害者世帯(※5)	7.	中国残留邦人等世帯(※6)
8.	難病患者世帯(※7)		

No. 10 医療費の支払いについて

令和4年世帯全員の医療費合計
115,300 円

● 記入がおわりましたら…

- ① 郵送受付は、令和5年2月8日（水）までの消印があり、2月10日（金）までに神戸ポート郵便局必着のものが有効です。それ以後に到着したものについては、受付できません。なお消印については、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがあります。
- ② 申込書の左上の欄には、63円切手を必ずお貼りください。切手を貼っていない場合は、抽選結果を通知いたしかねます。
- ③ 申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や、同じ方の名前が、複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となります。
- ④ 収入金額の記入について
「申込世帯の収入の有無」など記入もれがあれば、配点されません。必ず有無のいずれかに○印を付け、「収入分類」を参考に収入の種類、課税・非課税を確認のうえ、1年間の金額を該当箇所へ記入してください。

【注意事項】

- ※ 「申込世帯の収入の有無」など記入もれがあれば、配点はされません。
- ※ もう一度、記入内容の確認をしてください。お申込み後は申込書の記入内容の変更はできません。
- ※ ポイント方式は、申込書に記入された申込者本人の申告によって各項目の点数が決まります。お申込みにあたっては、間違いのないように正確に記入してください。

抽選会见学のご案内

ポイント方式抽選会见学希望者10名を募ります。
今回のポイント方式申込者のうち、1次審査通過者で、抽選会の見学を希望される方は、2次審査時（3月上旬頃）に窓口でお申込みください。
なお、お申込みされていても2次審査の結果が「落選」となられた方は、抽選会の見学はできません。
また、見学希望者が多数の場合は抽選を行い、選ばれた方だけに通知いたします。

住宅困窮度配点表

● 申込時の住宅困窮度は次の配点表により点数化を行います

Ⅰ 収入・家賃状況	A. ポイント方式の支出基準額を用いた収入比率 【※1】	100%以上	90%~100%未満	80%~90%未満	70%~80%未満
		0	2	4	6
		60%~70%未満	50%~60%未満	40%~50%未満	30%~40%未満
		8	10	12	14
	B. 家賃負担割合 【※2】	20%~30%未満	10%~20%未満	0%~10%未満	
		16	18	20	
		10%未満	10%~20%未満	20%~30%未満	30%~40%未満
		0	2	4	6
C. 住宅構造/立退き	40%~45%未満	45%~50%未満	50%~55%未満	55%~60%未満	
	8	10	12	14	
	60%~65%未満	65%~70%未満	70%以上		
	16	18	20		
Ⅱ 住宅環境	D. 住宅設備 【C】が該当なしの場合のみ加算する	該当なし	昭和56年5月31日以前に着工された住宅	居宅、寄宿舍又は共同住宅でない(倉庫、事務所、工場等)	正当な立退き要求を受けている
		0	4	6	10
	E. 他世帯同居	該当なし	3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居		
		0	1		
		F. 配偶者又は子と別居	該当なし	配偶者又は子と同居できる住宅がなく、別居している方	
	0		1		
	G. 最低居住面積水準と比率 【※3】	最低居住面積水準外	最低居住面積水準の90%~100%未満	最低居住面積水準の80%~90%未満	最低居住面積水準の70%~80%未満
		0	1	2	3
		最低居住面積水準の60%~70%未満	最低居住面積水準の50%~60%未満	最低居住面積水準の40%~50%未満	最低居住面積水準の30%~40%未満
		4	5	6	7
Ⅲ 世帯状況	H. 高齢者世帯	該当なし	いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がいる世帯を含む)	65歳以上の方のみの世帯(単身世帯を含む)	65歳以上の方と18歳未満の児童のみの世帯
		0	10	15	20
	I. 障害者世帯	該当なし	中度以上の障害者等がいる(難病患者を含む)	重度の障害者がいる	重度の障害者がありその方が車椅子常用
		0	10	15	20
	J. 母子・父子世帯 ※離婚予定は申込不可	該当なし	配偶者がおらず、かつ20歳未満の子を扶養している世帯		
0		10			
K. 若年・子育て世帯	該当なし	中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子がいる世帯	夫婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯		
	0	10	10		
L. 多子世帯	該当なし	18歳未満の子が3人以上いる世帯			
	0	10			
その他	M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数	落選回数0~4	落選回数5~9	落選回数10~14	落選回数15以上
		0	1	2	3
	N. その他	該当なし	阪神・淡路大震災被災者	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者等
		0	2	2	2
原子爆弾被爆者	DV(配偶者等からの暴力)被害者がある世帯	犯罪被害者世帯	中国残留邦人等世帯		
	2	2	2	2	

各項目については、いずれか1つを適用するものであり重複加算はありません。

注1) 【※1】【※2】【※3】については、次ページの計算式で算出してください。

【I-A】「支出基準額」と「収入比率」の計算式

◎「支出基準額」とは、下表にある①～⑥へ入居しようとする方全員に応じた数字をあてはめて、計算した結果、導き出される額のことです。

① 個人の生活費 個人ごとに、年齢に応じて算出します
個人の生活費（年額）…世帯人数分を合算

年齢（1/1現在）	人数	個人生活費	計
0～2		250,800	
3～5		316,200	
6～11		408,840	
12～19		504,960	
20～40		483,240	
41～59		458,160	
60～69		433,200	
70～		388,080	
世帯人数		合算額	

※世帯人数が4人の場合 合算額×0.95
※世帯人数が5人以上の場合 合算額×0.9

A

② 世帯の生活費 世帯ごとに、世帯人数に応じて算出します
世帯の生活費（年額）+冬季加算（年額）

世帯人数	世帯生活費	冬季加算	計
1人	521,160	15,450	536,610
2人	576,840	20,000	596,840
3人	639,480	23,850	663,330
4人	661,920	27,050	688,970
以降1人増毎	+5,280	+1,000	+6,280
合 計			B

③ 教育扶助 個人ごとに、年齢に応じて算出します

区 分	人数	扶 助 額	計
小学生 4/1現在で 6～11歳		110,520	
中学生 4/1現在で 12～14歳		118,680	
高校生 4/1現在で 15～17歳		144,120	
合 計			C

世 帯 の 収 入 の 計 算

名 前	収入の内容	収 入 額
総収入額（年収）		

④ 障害者加算 個人ごとに、障害の程度に応じて算出します

区 分	人数	加 算 額	計
身障1・2級等		322,200	
身障3・4級等		214,680	
合 計			D

⑤ 母子加算 父母の一方、もしくは両方がかけている、又はこれに準ずる世帯での児童数に応じて算出します

児童の数	加 算 額
児童1人	279,120
児童2人	301,200
児童3人以上	301,200 + 11,280 × (児童数 - 2)

児童は、4/1現在で17歳以下(児童が障害者の場合は、1/1日現在で20歳以下)をいいます。

E

⑥ 児童養育加算 4/1現在で14歳以下の児童がいる場合に算出します

児童の数	人数	加 算 額	計
第1子及び第2子	3歳未満	180,000	
	3歳以上 中学校終了前	120,000	
第3子以降	小学校終了前	180,000	
	中学生	120,000	
合 計			F

割 増 A～Fの総額に1.2を乗じて算出します
* 養育者の方がD、E両方に該当する場合、調整することがあります

$$(A + B + C + D* + E* + F) \times 1.2 = G$$

⑦ 住居費

家賃月額 × 12 = H

◎ 支出基準額

G + H = 支出基準額 円

◎ 収入比率

総収入額（年収） ÷ 支出基準額 × 100 = 収入比率【※1】 %

【I-B】「家賃負担割合」の計算式

◎ 家賃負担割合

$$\boxed{\text{家賃月額}} \div \left(\boxed{\text{総収入額(年収)}} \div 12 \right) \times 100 = \boxed{\text{家賃負担割合} [\ast 2]} \%$$

* ただし、生活保護を受給されている方は下記の式で計算します

$$\frac{\boxed{\text{家賃月額}} - \boxed{\text{注1) 住宅扶助上限額}}}{\left(\left(\boxed{\text{支出基準額}} - \boxed{\text{住居費}} \right) \div 1.2 \right) \div 12} \times 100 = \boxed{\text{家賃負担割合}} \%$$

注1) 住宅扶助上限額

世帯人数	1人	2人	3人~5人	6人	7人以上
家賃月額	40,000	48,000	52,000	56,000	62,000

【II-G】「最低居住面積水準と比率」の計算式

◎ 最低居住面積水準と比率

$$\frac{\boxed{\text{現在の居住の広さ}}}{\boxed{\text{最低居住面積水準}}} \times 100 = \boxed{\text{最低居住面積水準と比率} [\ast 3]} \%$$

◎ 最低居住面積水準とは、世帯人数に対する住戸専用面積（壁芯）

- 単身者世帯 25㎡
- 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数 + 10㎡

(a) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

(b) 世帯人数〔(a)の適用がある場合には適用後の世帯人数〕が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

収入金額の記入について

◎ポイント方式では、申込書への収入金額の記入間違いにより、減点又は失格となる場合がありますのでご注意ください。

収入金額の記入は、「申込世帯の収入の有無」欄の該当番号へ○印をつけ、「収入分類」を参考に収入の種類、課税・非課税を確認のうえ、必ず1年間の金額を該当箇所へご記入ください。

収入のない方は金額「0」と記入してください。

生活保護を受給されている方は「生活保護」と記入してください。

申込住宅の入居日までに退職又は廃業される場合は、「退職（廃業）予定」と記入してください。

給与所得者の場合（会社員・パート・アルバイト等の方）

1. 令和3年12月31日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和4年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、ご記入ください。
2. 令和4年1月1日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の収入金額は次のように計算し、ご記入ください。
 - (1) 令和4年1月末までに就職された方
就職した月の翌月から12ヶ月分の合計額を収入金額とします。
 - (2) 令和4年2月以降に就職された方
1年間の収入金額を次の通り推定します。
 $(勤務期間の総収入 \div 勤務期間の月数) \times 12 \text{ヶ月} + \text{ボーナス}$
※ 就職した月は除いて計算してください

事業所得者の場合（自営業・保険外交員等の方）

1. 令和3年12月31日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和4年分の収入金額から必要経費を除いた総所得金額を、ご記入ください。
2. 令和4年1月1日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算し、記入してください。
 - (1) 令和4年1月末までに開業された方
開業した月の翌月から12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた金額が事業所得金額となります。
 - (2) 令和4年2月以降に開業された方
1年間の事業所得金額を次の通り推定します。
 $(営業期間の総収入 - 必要経費合計) \div 営業期間の月数 \times 12 \text{ヶ月}$
※ 開業した月は除いて計算してください

年金受給者の場合

1. 令和3年12月31日以前から現在まで引き続き受給されている方は、令和4年分源泉徴収票の支給金額（税込み）または令和4年中に届いた年金の改定通知書・振込通知書（控除前）等の1年分を、ご記入ください。
2. 令和4年1月1日以降に受給し、現在も引き続いて受給されている方の年金収入は次のように計算し、ご記入ください。

1回当りの支給金額（控除前）×1年間の支給回数（老齢年金等は6回）

※非課税収入（遺族年金・障害年金・公的給付（児童扶養手当））を受給中の方、失業中（求職中）・病気やけが療養中の方、仕送り収入の場合も、よく確認のうえご記入ください。

ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項

◎ お申込みにあたっての大切な事項ですので、必ずご確認ください。

- ① ポイント方式申込書の表・裏面とも、記入が必要です。
 - ② 申込住宅はポイント方式住宅の募集住宅一覧の申込番号をご記入ください。
 - ③ 1次審査では、申込書に記入された内容に基づき点数を配点するため、「申込世帯の収入の有無」など未記入の項目については配点されません。
 - ④ お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
 - ⑤ 1次審査の結果、各住宅の上位3位までの方について、2次審査を実施します。
 - ・ 申込書の記入内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。(P.80 参照)
 - ・ 面談により住宅の状況や世帯の状況等を確認します。
 - ・ 住宅の環境等で必要がある場合には現地確認調査を行います。
- ※ 1次審査の通過者が1名となった住宅について、2・3ページ記載の申込資格[1]～[5]まで全ての項目に当てはまっている方は、最終審査で必要書類を提出していただき入居資格の有無を決定します。
- ※ 2次審査の結果、1次審査の上位4位以下の点数になった方は落選となります。
- ⑥ ポイント方式の落選は、定時募集の落選回数に含まれません。
 - ⑦ 次の方は、定時募集での落選回数の履歴がなくなり、一旦「0回」になります。
 - ア. ポイント方式で当選（入居予定者）となり、辞退又は棄権された方。
 - イ. ポイント方式で補欠繰上となり、辞退又は棄権された方。

次のような場合は失格になります

1. 同一世帯が複数のポイント方式住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合
2. 申込書等の提出書類の記載内容に偽りや実態と異なることがある場合
3. 面談又は現地調査を拒んだ場合
4. 指定する期日までに必要な書類の提出がない場合
5. 申込書に記載された家族が入居できなくなった場合
6. その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合

よくある質問

ポイント方式とは

住宅に困っている現在の状況を点数化し、より住宅に困っている度合いの高い世帯が市営住宅に入居していただく方式です。

問 ポイント方式は、何も優先は無いのですか。

答 ありません。ポイント方式は申込者の収入、家賃状況、世帯構成状況などについて、住宅の困窮度に応じた点数を付け、総合点が高い方の中から抽選によって入居予定者を選定する募集方式です。

問 間違った住宅の申込番号を書いて送ってしまった場合変更してもらえますか。

答 住宅の申込番号の変更は受付できません。（お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。）

問 ポイント方式住宅も、一般住宅と同じで申込書を郵送すれば抽選対象となりますか。

答 いいえ。1次審査（困窮度合を点数化し、上位3位の方を抽出）、2次審査（申込書に記載した内容の根拠になる書類の提出）に通過した方のみが抽選対象者になります。

問 2次審査（資格審査）を受けたら入居できますか。

答 2次審査を受けた全員が入居できるわけではありません。
2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入居予定者（当選者）及び入居補欠者（補欠者）を決定します。
最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居予定者（当選者）となり、次点の申込者が入居補欠者（補欠者）となります。

問 一般住宅と特定目的住宅とポイント方式住宅は、誰でも三つとも申込みできますか。

答 特定目的住宅の申込資格・要件（45～51ページ）を満たす方は、三つともお申込みが可能です。（公営住宅に入居中の方は、4ページ3の資格も必要です。）

問 一般住宅・特定目的住宅とポイント方式住宅にそれぞれ申込みをした場合、全て落選したときは、落選回数は3回になりますか。

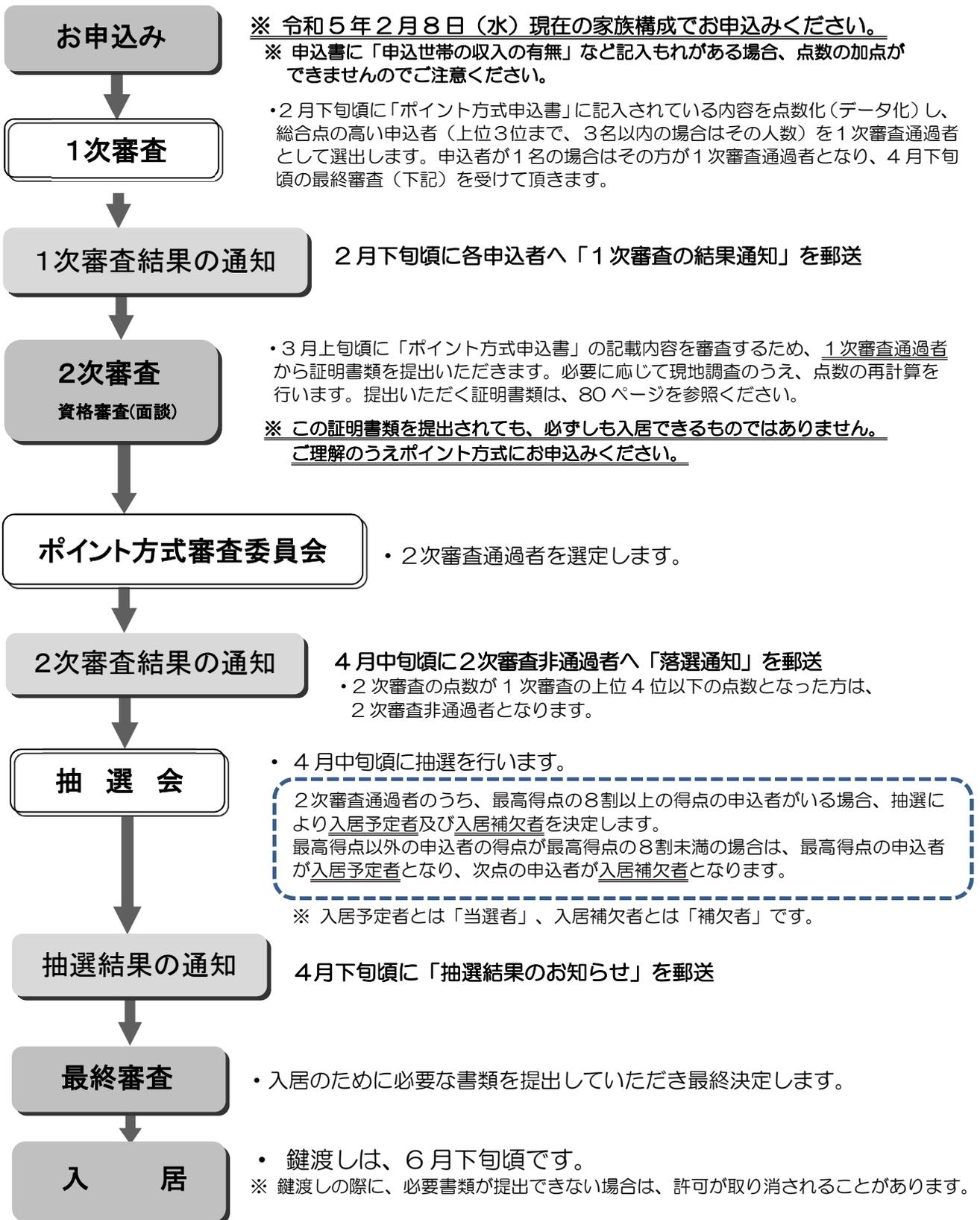
答 落選回数は、定時募集の一般住宅のみを対象としていますので1回となります。特定目的住宅とポイント方式住宅は、落選回数の対象とはなりません。

ポイント方式のお申込みからご入居まで

郵送受付は、**令和5年2月1日(水)～令和5年2月8日(水)**

2月8日(水)までの消印があり、2月10日(金)までに必着のこと。
消印は、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。

※お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。送付前にもう一度確認してください。



2次審査時に必要な書類の例

3月上旬頃に1次審査通過者から「ポイント方式申込書」の記入内容等を照合するため、下記の書類をご提出いただきます。

1. 必要書類

- ①住民票
- ②所得証明書（18歳以上は収入が無くても必要）
- ③所得証明に記載されている収入の証明（給与証明書、年金のはがき、確定申告書の控等）
- ④賃貸借契約書・住宅の広さ（㎡）を表示した書類
- ⑤家賃証明等

※戸籍謄本の提出が必要となる場合があります。

※マイナンバー（個人番号）の申請により、上記①・②の書類が省略できる場合があります。（申込者の世帯全員のものが必要です。）

提出書類は、当選、落選にかかわらずお返しできません。

※源泉徴収票、年金のはがき、賃貸借契約書、家賃証明等を除く。

2. 申込書の裏面の該当する箇所に○印を付けた場合に必要な書類

(1)No.7 住宅の環境（1～5）の該当する番号に○印を付けた場合

- ①「昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している」の場合は、所有者（家主）からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
- ②「住宅、寄宿舍又は共同住宅ではない」の場合は、所有者（家主）からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
- ③「正当な立退要求を受けている」の場合は、所有者（家主）からの立退き要求の証明書
- ④「3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の者と6ヶ月以上同居」の場合は、同居者の戸籍謄本及び住民票等
- ⑤「住宅がないため、配偶者又は子と別居」の場合は、子を扶養していることが確認できる区役所等発行の所得証明書

(2)No.9の該当する番号に○印を付けた場合

1から8の該当する箇所について証明することができる書類

(3)No.10医療費の支払い金額を記入した場合

次の①から③のうち記入した金額を証明できる書類

- ① 令和4年1月～12月までに医療機関に支払った世帯全員の領収書
- ② 令和4年分の確定申告書の控（医療費控除記載欄）
- ③ 医療保険者が発行する医療費通知

募集住宅一覧

ポイント方式住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは19ページをご覧ください。

エレベータ …… ○ 有り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風呂 …… 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

過去倍率 …… ポイント方式住宅で令和3年5月募集以降に募集があった住宅の倍率です。倍率欄で(一)倍と表示されているのは、令和3年5月以降募集のなかった住宅、(0)倍は申込みのなかった住宅です。

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和5年7月1日から1ヶ月となります。

間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。

神戸市営住宅一覧 検索



1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1 人 以 上	P-1	魚崎南	東灘区魚崎南町6丁目12番1	11階建	○	○	47m ²	26,700 ~ 39,800	(-) 倍	
		(昭和46年度)	阪神「青木」駅 徒歩6分	1号棟			3DK			
	P-2	魚崎南	東灘区魚崎南町6丁目12番1	11階建	○	○	47m ²	26,700 ~ 39,800	(-) 倍	
		(昭和46年度)	阪神「青木」駅 徒歩6分	1号棟			3DK			
	P-3	魚崎南	東灘区魚崎南町6丁目12番1	11階建	○	○	40m ²	23,000 ~ 34,300	(-) 倍	
		(昭和46年度)	阪神「青木」駅 徒歩6分	1号棟			2DK			
	P-4	魚崎南	東灘区魚崎南町6丁目12番1	11階建	○	○	40m ²	23,000 ~ 34,300	(-) 倍	募集再開住宅
		(昭和46年度)	阪神「青木」駅 徒歩6分	1号棟			2DK			
P-5	八幡	灘区八幡町2丁目4番19	5階建	○	○	35m ²	20,500 ~ 30,500	(-) 倍		
	(昭和43年度)	阪急「六甲」駅 徒歩4分	2号棟			2K				
P-6	八幡	灘区八幡町2丁目4番19	5階建	○	○	35m ²	20,500 ~ 30,500	(-) 倍		
	(昭和43年度)	阪急「六甲」駅 徒歩4分	2号棟			2K				
P-7	岩屋北	灘区岩屋北町2丁目4番20	5階建	○	○	46m ²	25,800 ~ 38,400	(12) 倍		
	(昭和50年度)	阪神「岩屋」駅 徒歩6分	2号棟			3DK				
P-8	岩屋北	灘区岩屋北町2丁目4番20	5階建	○	○	48m ²	27,100 ~ 40,400	(12) 倍		
	(昭和50年度)	阪神「岩屋」駅 徒歩6分	2号棟			3DK				
				4階			和6.4 洋3.5			
				402号室			DK6.7			

🚉 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

🛣️ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数	畳数					
1人以上	P-9	岩屋北 (昭和50年度)	灘区岩屋北町2丁目4番20	5階建 2号棟	○	○	48m ² 3DK	27,100 ~ 40,400	(12) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩6分	5階 504号室			和6.4 洋3.5 DK6.7			
	P-10	新在家南 (平成7年度) 🚗🚗	灘区新在家南町1丁目1番3	14階建 1号棟	○	○	50m ² 2DK	30,100 ~ 44,900	(21) 倍	
			阪神「新在家」駅 徒歩6分	5階 501号室			和6 洋5 DK6.3			
	P-11	新在家南 (平成8年度) 🚗🚗	灘区新在家南町2丁目1番	14階建 3号棟	○	○	39m ² 1DK	24,100 ~ 35,900	(5) 倍	
			阪神「新在家」駅 徒歩7分	10階 1008号室			和6 DK6.7			
	P-12	HAT神戸・灘の浜 (平成7年度) 🚗	灘区摩耶海岸通2丁目3番	14階建 8号棟	○	○	39m ² 1DK	24,500 ~ 36,500	(6) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩9分	5階 521号室			和6 DK7.7			
P-13	HAT神戸・灘の浜 (平成7年度) 🚗	灘区摩耶海岸通2丁目3番	9階建 9号棟	○	○	49m ² 2DK	30,300 ~ 45,100	(3) 倍	募集再開住宅	
		阪神「岩屋」駅 徒歩9分	7階 702号室			和6 洋4.9 DK7.3				
P-14	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番	14階建 3号棟	○	○	40m ² 1DK	24,600 ~ 36,700	(18) 倍		
		阪急「春日野道」駅 徒歩5分	4階 410号室			和6 DK8.6				
P-15	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番	11階建 4号棟	○	○	40m ² 1DK	24,600 ~ 36,700	(18) 倍	募集再開住宅	
		阪急「春日野道」駅 徒歩5分	3階 313号室			和6 DK8.6				
P-16	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番	11階建 4号棟	○	○	40m ² 1DK	24,600 ~ 36,700	(18) 倍		
		阪急「春日野道」駅 徒歩5分	5階 511号室			和6 DK8.6				

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

🏭 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1人以上	P-17	筒井 (平成 8年度)	中央区筒井町1丁目1番	11階建 4号棟	○	○	50m ² 2DK	30,700 ~ 45,700	(30) 倍	
			阪急「春日野道」駅 徒歩5分	8階 805号室			和6 洋5.3 DK7.6			
	P-18	筒井 (平成 8年度)	中央区筒井町1丁目1番	11階建 4号棟	○	○	40m ² 1DK	24,600 ~ 36,700	(18) 倍	
			阪急「春日野道」駅 徒歩5分	8階 812号室			和6 DK8.6			
	P-19	筒井 (平成 8年度)	中央区筒井町1丁目1番	8階建 5号棟	○	○	50m ² 2DK	30,700 ~ 45,700	(30) 倍	
			阪急「春日野道」駅 徒歩5分	4階 410号室			和6 洋5.3 DK7.6			
	P-20	筒井 (平成 8年度)	中央区筒井町1丁目1番	8階建 5号棟	○	○	50m ² 2DK	30,700 ~ 45,700	(30) 倍	
			阪急「春日野道」駅 徒歩5分	8階 812号室			和6 洋5.3 DK7.6			
P-21	HAT神戸 ・脇の浜 (平成 8年度) 	中央区脇浜海岸通3丁目2番	9階建 7号棟	○	○	39m ² 1DK	25,400 ~ 37,800	(11) 倍		
		阪神「春日野道」駅 徒歩6分	8階 811号室			和6 DK8.2				
P-22	やぐも (平成22年度)	中央区八雲通3丁目3番1	5階建 1号棟	○	○	41m ² 1LDK	26,200 ~ 39,100	(28) 倍		
		阪急「春日野道」駅 徒歩7分	2階 206号室			和6 LDK8.8				
P-23	旭中央 (昭和61年度)	中央区旭通3丁目3番16	14階建 1号棟	スキップ ○	○	40m ² 1DK	26,000 ~ 38,700	(8) 倍		
		JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	7階 711号室	停止階		和6 DK6.5				
P-24	旭中央 (昭和61年度)	中央区旭通3丁目3番16	14階建 1号棟	スキップ ○	○	47m ² 2DK	30,400 ~ 45,200	(5) 倍		
		JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	12階 1206号室	非停止		和6 洋4.5 DK7.4				

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1 人 以 上	P-25	雲井	中央区雲井通1丁目1番1	14階建	○	○	37m ²	24,200	(1) 倍	
		(昭和62年度)	JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	1号棟			1DK	~		
	P-26	夢野	兵庫区湊川町6丁目6番	5階建	○	○	42m ²	21,700	(14) 倍	
		(昭和48年度)	神戸電鉄「湊川」駅 徒歩11分	1号棟			3DK	~		
	P-27	御崎東	兵庫区御崎町1丁目3番10	9階建	○	○	38m ²	18,700	(1) 倍	
		(昭和47年度)	地下鉄「御崎公園」駅 徒歩6分	1号棟			2DK	~		
	P-28	本御崎	兵庫区御崎本町3丁目3番29	13階建	○	○	42m ²	20,400	(3) 倍	
		(昭和47年度)	地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	1号棟			2DK	~		
P-29	本御崎	兵庫区御崎本町3丁目3番29	13階建	○	○	42m ²	20,400	(3) 倍		
	(昭和47年度)	地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	1号棟			2DK	~			
P-30	本御崎	兵庫区御崎本町3丁目3番29	13階建	○	○	42m ²	20,400	(3) 倍	募集再開住宅	
	(昭和47年度)	地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	1号棟			2DK	~			
P-31	本御崎	兵庫区御崎本町3丁目3番15	10階建	○	○	42m ²	20,400	(3) 倍		
	(昭和47年度)	地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	2号棟			2DK	~			
P-32	本御崎	兵庫区御崎本町3丁目3番15	10階建	○	○	42m ²	20,400	(3) 倍		
	(昭和47年度)	地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	2号棟			2DK	~			

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

⚽ 近隣にサッカー競技場があり、騒音等が発生することがあります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

1人以上

申込 区分	申込 番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレ ベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				号棟			間取り			
				階数 号室			畳 数			
1 人 以 上	P-33	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番15	10階建 2号棟	○	○	42m ² 2DK	20,400	(3) 倍	
			地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	7階 713号室			和6,6 DK6.9	~ 30,500		
	P-34	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	9階建 1号棟	○	○	43m ² 2DK	20,500	(0) 倍	募集再開住宅
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	2階 210号室			和6,6 DK7.1	~ 30,500		
	P-35	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	9階建 1号棟	○	○	47m ² 3DK	22,200	(4) 倍	
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	5階 512号室			和6,4,3 DK6.5	~ 33,100		
	P-36	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	9階建 1号棟	○	○	43m ² 2DK	20,500	(1) 倍	
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	6階 602号室			和6,6 DK7.1	~ 30,500		
P-37	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	9階建 1号棟	○	○	43m ² 2DK	20,500	(1) 倍		
		神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	9階 907号室			和6,6 DK7.1	~ 30,500			
P-38	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	11階建 2号棟	○	○	39m ² 2DK	18,800	(1) 倍		
		神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	6階 601号室			和6,4 DK8.1	~ 28,000			
P-39	浜中 (昭和53年度)	兵庫区浜中町1丁目17番11	12階建 1号棟	○	○	47m ² 3DK	23,300	(8) 倍		
		地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	4階 404号室			和6,4 洋3 DK6	~ 34,800			
P-40	切戸南 (平成27年度)	兵庫区切戸町2番4	7階建 1号棟	○	○	39m ² 2K	23,400	(-) 倍	募集再開住宅	
		地下鉄「中央市場前」駅 徒歩9分	2階 202号室			洋6,4,4,5 K3.4	~ 34,900			

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数	畳数					
1 人 以 上	P-41	大日丘 (昭和51年度)	長田区大日丘町1丁目7番	5階建 2号棟	○	○	50m ² 3DK	24,200	(1) 倍	
			神戸電鉄「鶴越」駅 徒歩14分	2階 204号室			和6,4 洋3.5 DK7.2	~ 36,000		
	P-42	番町 (平成7年度)	長田区四番町5丁目1番地	14階建 37号棟	○	○	49m ² 2DK	26,000	(-) 倍	地域改善向住宅
			神戸高速鉄道「高速長田」駅 徒歩3分	4階 407号室			和6 洋4.5 DK6.5	~ 38,800		
	P-43	番町 (平成7年度)	長田区四番町3丁目21番	14階建 40号棟	○	○	50m ² 2DK	26,600	(-) 倍	地域改善向住宅
			神戸高速鉄道「高速長田」駅 徒歩5分	13階 1308号室			和6 洋4.5 DK6.5	~ 39,600		
	P-44	重池 (平成30年度)	長田区重池町1丁目10番9号	9階建 9号棟	○	○	40m ² 2K	23,600	(-) 倍	
			地下鉄「上沢」駅 徒歩7分	5階 513号室			洋6.4,5.6 K3.2	~ 35,100		
P-45	房王寺 (昭和48年度)	長田区房王寺町5丁目1番	5階建 5号棟	×	○	43m ² 2DK	21,200	(-) 倍		
		神戸電鉄「長田」駅 徒歩3分	4階 404号室			和6,6 DK8.1	~ 31,600			
P-46	丸山東 (昭和48年度)	長田区滝谷町2丁目8番	5階建 2号棟	○	○	41m ² 2DK	20,800	(16) 倍	募集再開住宅	
		神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	4階 405号室			和6,6 DK6.8	~ 31,000			
P-47	上池田 (平成8年度)	長田区上池田3丁目7番8	5階建 1号棟	○	○	40m ² 1DK	22,800	(-) 倍		
		地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス約7分「鷹取団地前」 徒歩3分	5階 508号室			和6 DK4.9	~ 34,000			
P-48	水笠西 (平成7年度)	長田区水笠通6丁目3番2	5階建 1号棟	○	○	50m ² 2DK	29,000	(-) 倍		
		地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	4階 403号室			和6 洋5.2 DK4.8	~ 43,200			

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

地域改善向住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数	畳数					
1人以上	P-49	真陽第二 (平成8年度)	長田区西尻池町5丁目3番8	9階建 1号棟	○	○	49m ² 2DK	27,500	(6) 倍	
			地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩7分	4階 404号室			和6 洋4.8 DK7	~ 40,900		
	P-50	真陽第三 (平成8年度)	長田区西尻池町4丁目2番8	7階建 1号棟	○	○	39m ² 1DK	22,100	(4) 倍	
			地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩8分	6階 605号室			和6 DK4.7	~ 33,000		
	P-51	須磨外浜 (平成22年度)	須磨区外浜町3丁目2番	10階建 1号棟	○	○	42m ² 1DK	23,600	(6) 倍	
			JR「鷹取」駅 徒歩14分	3階 303号室			和8 DK6.9	~ 35,100		
	P-52	須磨外浜 (平成22年度)	須磨区外浜町3丁目2番	10階建 1号棟	○	○	50m ² 2DK	27,900	(-) 倍	
			JR「鷹取」駅 徒歩14分	5階 507号室			和6 洋5.4 DK6.8	~ 41,500		
P-53	須磨外浜 (平成23年度)	須磨区外浜町3丁目2番2	8階建 2号棟	○	○	39m ² 1DK	22,200	(6) 倍		
		JR「鷹取」駅 徒歩14分	3階 305号室			和6 DK7.6	~ 33,100			
P-54	東多聞 (昭和53年度)	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 36号棟	○	○	50m ² 3DK	23,700	(-) 倍	募集再開住宅	
		地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」 徒歩2分	7階 705号室			和6,4 洋3 DK6.7	~ 35,200			
P-55	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 38号棟	○	○	50m ² 3DK	23,500	(-) 倍	募集再開住宅	
		地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」 徒歩5分	5階 503号室			和6,4 洋3 DK6.7	~ 35,100			
P-56	多聞台中央 (平成22年度)	垂水区多聞台4丁目12番10	8階建 1号棟	○	○	41m ² 1DK	22,000	(6) 倍		
		地下鉄「学園都市」駅より、バス約15分「多聞団地センター」徒歩2分	3階 305号室			和6 DK9.4	~ 32,800			

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄	
				号棟			間取り				
				階数			畳数				
1 人 以 上	P-57	多聞台中央 (平成22年度)	垂水区多聞台4丁目12番10	8階建 1号棟	○	○	51m ² 2DK	27,300	(-) 倍		
			地下鉄「学園都市」駅より、バス約15分「多聞団地センター」徒歩2分	5階 504号室			和6 洋6 DK6.8	40,600			
	P-58	舞子山手 (平成7年度) 🚗🚶	垂水区本多聞7丁目2番	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多聞介護センター前」徒歩2分	14階建 1号棟	○	○	50m ² 2DK	25,600	(1) 倍	
				12階 1211号室	和6 洋5.4 DK6.8			38,200			
	P-59	北舞子第四 (平成7年度)	垂水区北舞子2丁目6番	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子台3」徒歩7分	10階建 2号棟	○	○	50m ² 2DK	27,700	(2) 倍	
				4階 408号室	和6 洋6.4 DK7.7			41,200			
	P-60	ベルデ名谷 (平成8年度) 🚗	垂水区名谷町字高曾2292番地10	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	15階建 3号棟	○	○	51m ² 2DK	25,900	(2) 倍	
				3階 322号室	和6 洋5 DK6.9			38,600			
P-61	ベルデ名谷 (平成8年度) 🚗	垂水区名谷町字高曾2292番地10	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	18階建 4号棟	○	○	40m ² 1DK	20,600	(1) 倍		
			14階 1404号室	和6 DK7.6			30,800				
P-62	ベルデ名谷 (平成8年度) 🚗	垂水区名谷町字梨原2366番地の5	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	14階建 6号棟	○	○	51m ² 2DK	25,900	(2) 倍		
			9階 903号室	和6 洋5 DK6.9			38,600				
P-63	ベルデ名谷 (平成8年度) 🚗	垂水区名谷町字梨原2366番地の2	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	20階建 7号棟	○	○	51m ² 2DK	25,900	(2) 倍		
			18階 1803号室	和6 洋5 DK6.9			38,600				
P-64	北舞子第五 (平成19年度)	垂水区北舞子2丁目4番	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子台3」徒歩8分	8階建 1号棟	○	○	40m ² 1DK	23,000	(-) 倍		
			4階 406号室	和6 DK7.5			34,200				

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

🏭 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

🚗 団地内は坂道が多くなっております

1人以上・2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
1 人 以 上	P-65	北舞子第五 (平成19年度)	垂水区北舞子2丁目4番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子台3」徒歩8分	8階建 1号棟	○	○	40m ² 1DK	23,000	(-) 倍	
				4階 408号室			和6 DK7.5	~ 34,200		
	P-66	鹿の子台南 (平成7年度) 🚗🚶	北区鹿の子台南町1丁目1番 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	5階建 2号棟	○	○	51m ² 2DK	24,900	(-) 倍	
				2階 205号室			和6 洋5.1 DK8.5	~ 37,100		
	P-67	西大池第五 (平成21年度)	北区西大池2丁目5番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	6階建 215号棟	○	○	51m ² 2DK	25,200	(2) 倍	
				2階 203号室			和6 洋5.8 DK7.3	~ 37,500		
	P-68	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟	○	○	40m ² 2K	20,600	(4) 倍	
			3階 328号室	和5.1 洋6.9 K3.4			~ 30,800			
P-69	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟	○	○	40m ² 2K	20,600	(4) 倍		
			4階 401号室			和5.1 洋6.9 K3.4	~ 30,800			
P-70	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟	○	○	50m ² 2DK	25,700	(18) 倍		
			6階 620号室			和5.2 洋6.8 DK7.7	~ 38,300			
2 人 以 上	P-71	青木南 (昭和54年度) 🚗🚶	東灘区青木6丁目8番38 阪神「青木」駅 徒歩1分	14階建 1号棟	○	○	52m ² 3SDK	30,800	(1) 倍	
				4階 402号室			和6.6 洋3 S2 DK6.9	~ 45,900		
P-72	青木南 (昭和54年度) 🚗🚶	東灘区青木6丁目8番38 阪神「青木」駅 徒歩1分	14階建 1号棟	○	○	52m ² 3SDK	30,800	(1) 倍		
			11階 1111号室			和6.6 洋3 S2 DK6.9	~ 45,900			

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 🚶 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

🐶 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります
 この棟でのペット飼育はできません

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数	畳数					
2 人 以 上	P-73	魚崎南第三 (平成 3年度)	東灘区魚崎南町2丁目3番	13階建 1号棟	○	○	59m ² 3DK	34,800	(-) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩14分	9階 905号室			和6.6 洋6.1 DK7.6	~ 51,800		
	P-74	新在家南 (平成 7年度)	灘区新在家南町1丁目1番3	14階建 1号棟	○	○	58m ² 3DK	35,300	(2) 倍	
			阪神「新在家」駅 徒歩6分	8階 802号室			和6.4.5 洋4.4 DK9.6	~ 52,600		
	P-75	泉第一 (昭和59年度)	灘区泉通2丁目6番1	5階建 1号棟	○	○	52m ² 2DK	30,900	(-) 倍	募集再開住宅
			阪神「大石」駅 徒歩9分	5階 501号室			和6.6 DK7.7	~ 46,000		
	P-76	港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1	14階建 72号棟	○	○	55m ² 3SDK	31,100	(2) 倍	
			ポトライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	3階 309号室			和6.6 洋3 S2 DK7.2	~ 46,400		
P-77	港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1	14階建 72号棟	○	○	55m ² 3SDK	31,100	(2) 倍		
		ポトライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	4階 413号室			和6.6 洋3 S2 DK7.2	~ 46,400			
P-78	松野 (昭和56年度)	長田区松野通4丁目2番11	12階建 1号棟	○	○	58m ² 3SDK	31,100	(14) 倍		
		地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩5分	7階 715号室			和6.6 洋3.9 S2.5 DK8.1	~ 46,300			
P-79	松風 (昭和58年度)	須磨区松風町3丁目1番	12階建 3号棟	スキップ ○	○	64m ² 3DK	36,000	(8) 倍		
		JR「須磨海浜公園」駅 徒歩6分	11階 1103号室			停止階 和6.6 洋4 DK8.5	~ 53,500			
P-80	若草 (平成 8年度)	須磨区車字道谷山2番地の1	12階建 1号棟	○	○	60m ² 3LDK	32,000	(0) 倍		
		地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス約26分「若草町」 徒歩6分	4階 409号室			和6.4.5 洋5.4 LDK9.2	~ 47,600			

国道等が近い為騒音等が発生することがあります

工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄	
				号棟			間取り				
				階数	畳数						
2 人 以 上	P-81	若草	須磨区車字道谷山2番地の1	12階建	○	○	60m ²	32,000	(0) 倍		
		(平成8年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス約26分「若草町」 徒歩6分	1号棟			3LDK	~			
	P-82	横尾	須磨区横尾6丁目3番地	5階建	×	○	57m ²	30,900	(-) 倍		
		(昭和62年度)	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	24号棟			3DK	~			
	P-83	王居殿第二	垂水区王居殿2丁目10番	4階建	×	○	58m ²	28,100	(-) 倍		
		(昭和61年度)	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	2号棟			3DK	~			
	P-84	狩口	垂水区狩口台6丁目4番	5階建	×	○	59m ²	30,900	(0) 倍		
		(昭和61年度)	JR「朝霧」駅 徒歩7分	1号棟			3DK	~			
P-85	狩口	垂水区狩口台6丁目4番	5階建	×	○	60m ²	32,200	(0) 倍			
	(昭和61年度)	JR「朝霧」駅 徒歩7分	2号棟			3DK	~				
P-86	狩口	垂水区狩口台6丁目4番	5階建	×	○	60m ²	31,100	(0) 倍			
	(昭和61年度)	JR「朝霧」駅 徒歩7分	7号棟			3DK	~				
P-87	狩口第二	垂水区狩口台6丁目7番	5階建	×	○	59m ²	31,200	(-) 倍			
	(昭和63年度)	JR「朝霧」駅 徒歩8分	5号棟			3DK	~				
P-88	舞子山手	垂水区本多間7丁目2番	14階建	○	○	58m ²	29,800	(-) 倍			
	(平成7年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」 徒歩2分	1号棟			3DK	~				
				2階	畳数		和4.5.6 洋4	44,300			
				220号室			DK8				

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります。この棟でのペット飼育はできません。

 団地内は坂道が多くなっております
 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

2人以上・3人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建	エレベータ	風呂	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				号棟			間取り			
				階数			畳数			
2 人 以 上	P-89	舞子山手 (平成7年度) 🚗🚗	垂水区本多間7丁目2番	14階建 1号棟	○	○	58m ² 3DK	29,800	(-) 倍	募集再開住宅
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」徒歩2分	3階 319号室			和4.5,6 洋4 DK8	~ 44,300		
	P-90	舞子山手 (平成7年度) 🚗🚗	垂水区本多間7丁目2番	14階建 1号棟	○	○	59m ² 3DK	30,300	(-) 倍	
			JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」徒歩2分	6階 606号室			和4.5,6 洋4 DK8	~ 45,200		
	P-91	西大池第二 (平成4年度)	北区西大池2丁目9番	14階建 201号棟	○	○	64m ² 3DK	30,100	(1) 倍	
			神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	10階 1003号室			和6,6 洋6.1 DK8.5	~ 44,900		
P-92	鹿の子台南 (平成7年度) 🚗🚗	北区鹿の子台南町1丁目1番	5階建 6号棟	○	○	61m ² 3DK	29,500	(2) 倍		
		神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	1階 103号室			和6,6 洋4.7 DK9.3	~ 43,900			
P-93	竹の台 (昭和62年度) 🚗	西区竹の台2丁目16番地の4	11階建 1号棟	○	○	58m ² 3DK	30,400	(-) 倍		
		地下鉄「西神中央」駅 徒歩15分	3階 308号室			和6,4.5 洋5 DK9.4	~ 45,200			
P-94	西神井吹台 (平成8年度) 🚗	西区井吹台西町1丁目7番地	14階建 8号棟	○	○	60m ² 3DK	32,400	(4) 倍		
		地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	4階 401号室			和6,4.5 洋4.9 DK8.1	~ 48,200			
3 人 以 上	P-95	東川崎 (昭和63年度)	中央区東川崎町5丁目1番1	10階建 1号棟	スキップ ○	○	61m ² 3DK	34,500	(-) 倍	
			JR「神戸」駅 徒歩9分	9階 904号室	停止階		和6,6 洋4.5 DK7.6	~ 51,400		
P-96	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号	9階建 3号棟	○	○	70m ² 4DK	36,000	(-) 倍		
		神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	4階 416号室			和5.2 洋7.5,5.8,4.9 DK6.9	~ 53,600			

🚗 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

🚗 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

🚗 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります。この棟でのペット飼育はできません。

🚗 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

4人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交 通	階建 号棟 階数 号室	エレ ベータ	風呂	面積(m ²) 間取り 畳数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
P-98	新在家南 (平成6年度) 🚗🚗	灘区新在家南町1丁目1番4 阪神「新在家」駅 徒歩6分	13階建 2号棟 2階 208号室	○	○	79m ² 4DK 和6.6 洋5.6,3.5 DK12.4	48,000 ~ 71,400	(0) 倍		
	P-99	港島 (昭和54年度) 🚗	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分			14階建 70号棟 11階 1107号室	○	○	69m ² 3LDK 和6.6 洋3.5 LDK14.1	39,500 ~ 58,700
P-100		HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度) 🚗	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	12階建 13号棟 7階 704号室	○	○			69m ² 4DK 和6.6 洋4.7,4.7 DK8.9	44,200 ~ 65,800

- 🚗 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
- 🏭 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

- 🛣️ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
- 📺 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

常時募集について

1 常時募集とは

定時募集で申込みがなかった住宅を先着順で受付を行うものです。ただし、受付初日については以下のとおり、抽選となります。

2 常時募集の受付について

- (1) 令和5年2月定時募集で申込みがなかった住宅は令和5年3月29日（水）から常時募集として受付を開始いたします。受付初日午前中と午後以降で受付方法が異なりますので、ご注意ください。

【令和5年3月29日（水） 常時募集初日の受付について】

- ・ 住宅を選ぶ順番を抽選で決定します。
- ・ 抽選に参加される方は、午前10時までにお越し下さい。
抽選の参加は1世帯につき1回に限ります。
来場された方に「整理番号札」をお渡しします。
整理番号順に抽選機を回していただき、全員の抽選が終了した後、抽選で出た番号順に住宅を選択いただきます。
- ・ 午前10時を過ぎてご来場された方は、前記の住宅の選択終了までお待ちいただき、先着順で残った住宅からお選びいただきます。

※上記の初日午前中の受付に限り、ご用意いただく書類は不要です。審査時にご用意いただきます。

- (2) 令和5年3月29日午後からは、先着順で受付します。

- ・ お申込みの受付は、住民票（世帯全員・続柄記載）及び市県民税所得証明書（生活保護受給中の方は世帯全員分の生活保護適用証明書）等をご持参のうえ、窓口へお越しください。（ただし、土・日・祝日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）
- ・ 希望する住宅に空家がない場合もありますので、事前に必ず市営住宅募集係まで空家状況を確認のうえ、お越しください。
- ・ 電話での空家の予約はできませんので、ご了承ください。

3 申込資格

- (1) 2・3ページに記載の申込資格[1]～[5]まで、全ての項目にあてはまる世帯。

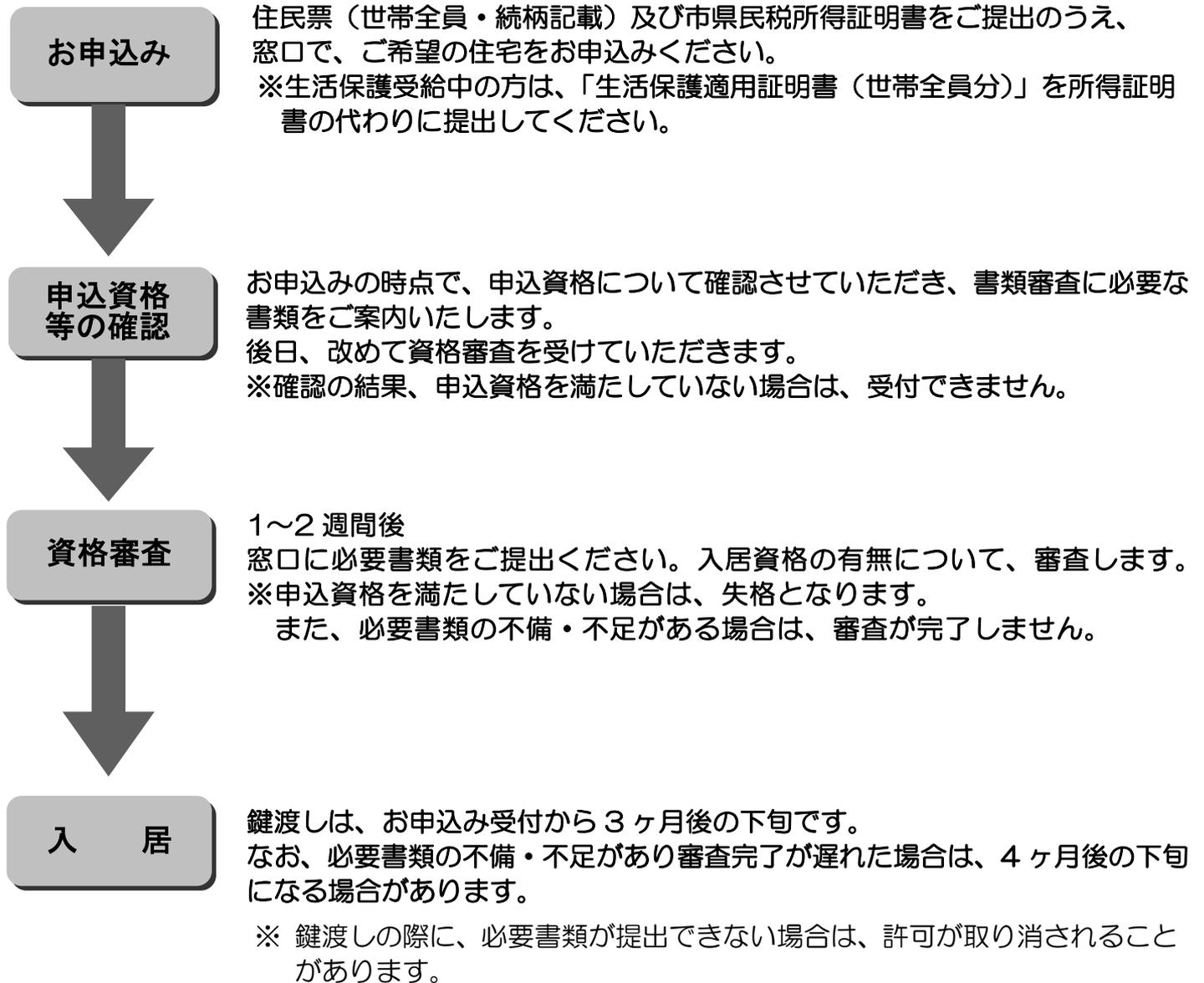
※申込み時点の家族構成でお申込みください。

※2ページ[2]（2）にあてはまらない単身世帯の方でも、常時募集の住宅に申込みすることができる場合があります。

- (2) 特定目的住宅を申し込みされる場合は、上記に加えて45～51ページに記載の申込資格も必要です。

- (3) 現在、公営住宅（市営・県営）に入居中の方は、申込資格を満たしていても、4・5ページに記載の申込資格にあてはまらない場合は、お申込みできません。

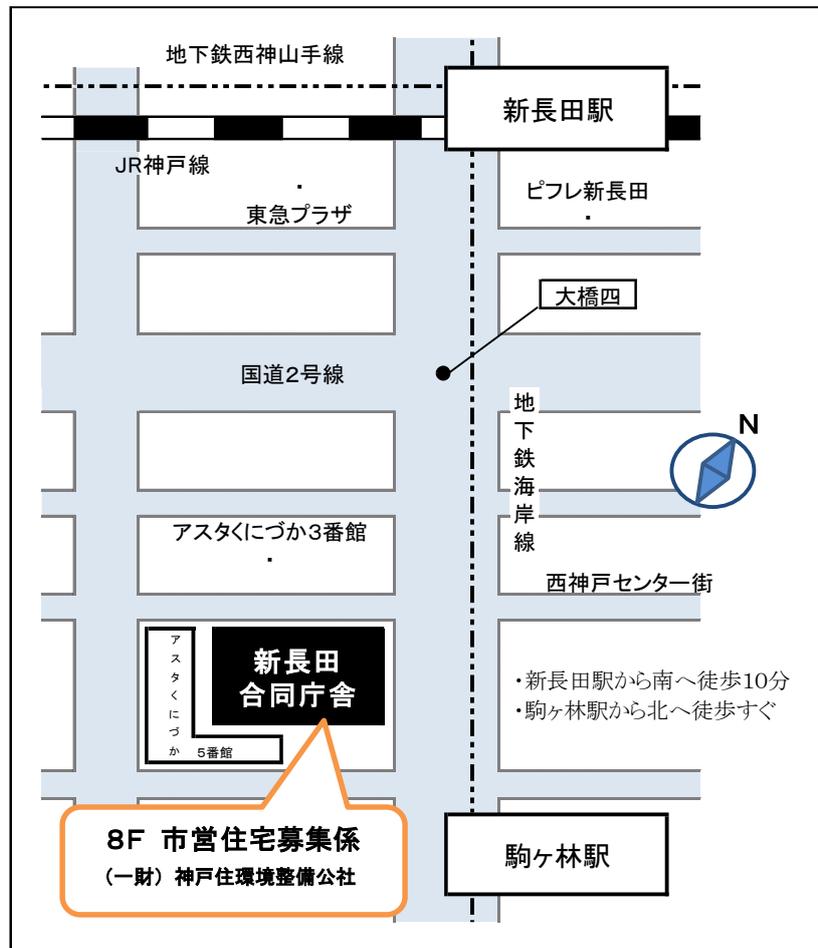
4 常時募集のお申込みからご入居まで



【 募集に関するお問い合わせ先 】

(一財)神戸住環境整備公社 市営住宅募集係

〒653-8768 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎8階



電話番号 : (078) 647-9804

F A X : (078) 647-9625

営業時間 : 午前8時45分 ~ 午後5時30分

休業日 : 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

※電話でのお問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。